

平成20年(行ウ)第599号 文書一部不開示決定処分取消等請求事件

原 告 崔鳳泰ほか10名

被 告 国

原 告 準 備 書 面 (10)

2012年2月28日

東京地方裁判所 民事第2部E係 御中

原告訴訟代理人

弁護士 東澤 靖

同 川口 和子

同 二関 辰郎

同 小町谷 育子

同 魚住 昭三

同 古本 晴英

同 張界満

同 斎藤 義浩

はじめに

被告国は、被告準備書面（17）において、本件不開示決定処分の適法性に関する従前の被告国の主張及び原告の主張に対する反論の整理・補充を行い、その中で被告準備書面（17）提出前の段階の「原告らの主張」も整理がなされている。

しかしながら、被告準備書面（17）における「原告らの主張」の整理としては、例えば

- (1) 原告準備書面（7）における原告の主張が記載されていない
 - (2) 被告準備書面（17）「第6 不開示理由1について 2 各文書ごとの不開示部分及び不開示理由の主張」における「原告らの反論」のほとんどが「個別の反論なし」とだけ記載されている
- など不十分な点がみられる。

そこで、原告は、本準備書面において、被告準備書面（17）における「原告らの主張」の整理の不十分な点を追加・補足するとともに、不開示理由1ないし8に係る個別文書ごとの「原告らの反論」を整理し、さらに、被告準備書面（19）までになされた被告の主張につき、必要な範囲で原告の主張・反論を補充することとする。

なお、原告及び被告の準備書面の引用にあたっては、内容に影響のない範囲で若干の字句等の修正を行っているところ場合がある。

第1 情報公開法5条の解釈について（総論）

1 最最終的な「原告らの主張」の整理及び原告の主張・反論を行うに当たり、既に、原告の各準備書面において繰々述べているところではあるが、まず、情報公開法5条の基本的な解釈の在り方について述べることとする。

2 法解釈の基本は、まず、法の立法趣旨・目的（基本理念）に基づく解釈である。これまでの原告準備書面において、既に述べてきたとおり、情報公開法においては、その5条本文から明らかなように「原則開示、例外不開示」

である。

そして、そもそも、不開示とする理由があるか否かは、究極的には、「原則開示、例外不開示」という基本理念に照らし、「開示することにより得られる利益」と「不開示とすることにより得られる利益」とを比較衡量し、前者が大きければ開示、後者が大きければ不開示という判断に導かれる。5条各号に規定されている不開示理由は、その利益衡量のメルクマールとしてどのような点に着目すべきかを規定したものであり、例えば、5条3号についていえば、「おそれ」と「相当の理由」の検討の中で、上記の「開示することにより得られる利益」と、「不開示とすることにより得られる利益」とを比較衡量することになる（「詳解情報公開法」（38ページ）においても、「開示することの利益と開示しないことの利益とを適切に比較衡量する必要がある。」とされている）。

3　ただし、上記利益衡量にあたって最も重要なことは、「開示することにより得られる利益」と「不開示とすることにより得られる利益」とが単純に等価値で比較衡量されるわけではないということ（視点）、すなわち、「開示することにより得られる利益」は、「不開示とすることにより得られる利益」に優越することを前提に比較衡量を行わなければならないことである。

これは、憲法で保障される人権について、「精神的自由が立憲民主政の政治過程にとって不可欠の権利であるから、それは経済的自由に比べて優越的地位を占める」とされているのと同様の考え方である（芦部信喜「憲法」第5版（高橋和之補訂） 岩波書店103～105ページ。なお、人権制約立法の違憲審査基準として、この考え方に基づく「二重の基準論」が最高裁判例でもとり入れられていることは周知の事実である）。

精神的自由権として、「表現の自由」は、自己の人格を発展させるという意味だけでなく、国民が自ら政治に参加するために不可欠の権利として、とりわけ重要な権利である。

この「表現の自由」には、思想・情報を発表し伝達する自由だけでなく、

情報を求め、受ける自由が含まれている。さらに、個人はさまざまな事実や意見を知ることによってはじめて政治に有効に参加することができることから、積極的に政府情報等の公開を要求する請求権的な側面が含まれている。

「知る権利」は、情報を求め、受ける「自由」（求め、受けることを妨げられない）という自由権的な性格と、積極的に政府情報等の公開を要求する請求権的な性格の双方をもつものとして、表現の自由を保障する憲法21条の下で保障される。ただし、請求権的な性格の「知る権利」については、抽象的権利であり、法律による具体化があつてはじめて具体的権利となるとの見解がある（以上、芦部・前掲170～171ページ参照）。

情報公開法の目的は、現行法においては、「国民主権の理念にのっとり……政府の有する諸活動を国民に説明する責務が全うされるようになるとともに、……公正で民主的な行政の推進に資すること」でありとされ、情報の送り手である政府の側からの「説明責任」という規定ぶりになっているが、これを情報の受け手である「国民」の側から言い換えれば、それは、請求権的な性格の「知る権利」を保障する趣旨である。そして、改正案の1条には「国民の知る権利を保障し」と明記されている。

すなわち、情報開示請求権は、憲法21条で保障されている請求権的な性格の「知る権利」を、情報公開法という法律で具体化したもの（具体的権利）であり、まさに、上記で述べた「立憲民主政の政治過程にとって不可欠な権利」として、優越的価値を有することになる。

また、5条本文から、情報公開法の基本理念は「原則開示、例外不開示」となっており、情報公開法で定められた情報開示請求権は、とりもなおさず、開示を請求する権利であるから、この点からも、優越的価値を有することが明らかである。

したがって、情報開示請求権を具体的に実現する方向、すなわち「開示」方向に導く「開示することにより得られる利益」は、「不開示」方向に導く「不開示とすることにより得られる利益」に比べて優越することになる。

すなわち、ゼロベースで、「開示することにより得られる利益」と「不開示

とすることにより得られる利益」とを単純に比較衡量するのではなく、「開示することにより得られる利益」が、そもそも「不開示とすることにより得られる利益」より価値的に大きい（保護すべきレベルが高い）ことを前提に比較衡量しなければならない。換言すれば、「不開示とすることにより得られる利益」が「開示することにより得られる利益」を上回るためには、「不開示とすることにより得られる利益」の方が、「開示することにより得られる利益」よりはるかに大きなものであることが必要となる（このような利益衡量の方法を、本準備書面においては、「非等価利益衡量」と呼ぶこととする）。

4 上記3が大前提となり、そのうえで、実際の比較衡量作業に当たっては、大きく分けて

- ① 不開示とすることにより得られる利益を支える基礎事実
- ② 開示することにより得られる利益を支える基礎事実
- ③ 不開示とすることにより得られる利益を支える基礎事実の障礙となる事実
- ④ 開示することにより得られる利益を支える基礎事実の障碍となる事実を踏まえ、「開示することにより得られる利益」と「不開示とすることにより得られる利益」のどちらが大きいかを判断するという思考過程をたどることになる。

不開示事由該当性を導くためには、「不開示とすることにより得られる利益」が「開示することにより得られる利益」を上回ることが必要となるが、上記のとおり、そもそも「開示することにより得られる利益」が優越する非等価利益衡量であるから、上回ることの主張・立証は非常にレベルの高いものが求められ、詳細かつ具体的な事実の主張に基づく、具体的立証が求められることは明らかである。

これを、5条3号の不開示事由である「おそれ」と絡めて立証責任論の観点から言えば、不開示事由を主張する被告国側が、まず、「不開示とすることにより得られる利益を支える基礎事実」、すなわち、「おそれ」を根拠づける

事実を主張・立証することになる（「おそれ」があることは、「開示とすることによりもたらされる不利益」になるから、それを主張・立証することは、「おそれ」を発生させないという意味で「不開示とすることにより得られる利益を支える基礎事実」を主張・立証することに等しい）。それに対して、開示を求める原告側が、「開示することにより得られる利益を支える基礎事実」又は「不開示とすることにより得られる利益を支える基礎事実の障礙となる事実」（例えば、時の経過により「おそれ」が解消・減少したこと）、すなわち、「おそれ」がない（発生しない）ことを根拠づける事実を主張・立証することになり、これに対して、さらに、被告国側が、「不開示とすることにより得られる利益を支える基礎事実」又は「開示することにより得られる利益を支える基礎事実の障碍となる事実」として、例えば、「時の経過にもかかわらず、『おそれ』は現在も存在する」こと（「おそれ」の現在性）を根拠づける事実などを主張・立証することになり、場合によって、これらの過程が繰り返されることになる。

そして、最終的に「おそれ」という不開示事由が認められるためには、上記のとおり、非等価利益衡量である以上、被告国側の「おそれ」があるとの主張。立証レベルが、原告側の「おそれ」がないとする主張・立証レベルを大きく上回らなければならないから、被告国側は、「おそれ」があることについて、詳細かつ具体的な事実の主張に基づく、具体的立証を尽くすことが求められる。第2、3で、原告準備書面（7）を引用して述べたとおり、この具体的立証が尽くされなければ、「裁量権の逸脱・濫用」の論点には進むことがないから、「おそれ」という不開示事由の主張立証責任は、原則どおり被告国側にあることになる。

5 非等価利益衡量に基づく判断を、不開示理由1について簡単に述べると以下のとおりである。

まず、優越的価値を有する「開示することより得られる利益」を支える基礎事実として、

日韓会談文書のような歴史的文書は、学術的にも民主的にも研究の対象として、国民に利益をもたらすこと（公益に資すること）が求められているとするのが、情報公開法（又は公文書管理法）の目的を最大限に發揮することにつながる（原告準備書面（6）第5、1、（2）、ウ）ことから、

- ①「文書公開の公益性」に係る事実（原告準備書面（6）、第2、3）
- ②「文書公開の必要性」に係る事実（原告準備書面（6）、第2、4）

などがある。そして、これらは、立法趣旨・目的（基本理念）から導かれるものであるから、利益として考慮すべき（保護すべき）レベルは非常に高い。

一方、「不開示にすることにより得られる利益」を支える基礎事実としては、「北朝鮮に対して手の内をさらす」ことに係る基礎事実があるが、被告国は、この点につき、「手の内」とは何かなど具体的な事実をあげて主張しておらず、利益は抽象的なレベルにとどまっている。

しかも、この不開示にすることにより得られる利益を支える基礎事実に対して障礙となる事実として

- ①「時の経過による情報価値（手の内としての価値）の低下」や
 - ②「他で既に公開されていることによる情報価値の低下」
- などがある。具体的にいえば、
- ・日韓会談後既に約半世紀の歳月が経過し、日本の歴史認識の変化、国際情勢・政治情勢の大きな変化があったこと
 - ・請求権問題については、日朝平壤宣言第2項において、北朝鮮が経済協力方式に従い、請求権を放棄することで決着がつけられていること
 - ・立法措置等による懸案事項の解決（入管特例法－在日韓国人問題、文化財問題）があったこと
 - ・請求権問題に係る金額等の交渉経緯は既に明らかであり、金額の決定には米国の意向・影響力が大きく反映されており、日朝国交正常化交渉においても、「核問題」等の存在から、日韓会談のとき以上に米国の影響力は大きく、さらに中国の影響力も大きいこと
 - ・不開示文書の内容の一部（同一文書等）が既に韓国側で公開済み、韓

国側の公開した文書の分析・研究により解明されていること

- ・日本に所在している韓国の文化財の中に存在が知られているものがあること

等の事実があり、これらの具体的な障碍事実により、被告国の主張する、「不開示とすることにより得られる利益」（しかも抽象的でしかない）のレベルは大きく下がる。

これに対して、被告国の主張・立証は、「手の内をさらす」というだけにとどまり、さらに、「不開示とすることにより得られる利益」のレベルを上げるために「不開示とすることにより得られる利益を支える基礎事実」又は「開示することにより得られる利益を支える基礎事実の障碍となる事実」を詳細かつ具体的に主張・立証することをしていない（「不開示とすることにより得られる利益」のレベルは下がったままである）。

以上を前提として非等価利益衡量を行えば、もともと優越する「開示することにより得られる利益」が、「不開示とすることにより得られる利益」を上回ると評価できる。

これを、法5条3号に即して簡単にいえば、「おそれ」を発生させないという「不開示とすることにより得られる利益」は認められず（裏返していえば、「おそれ」という「開示することによりもたらされる不利益」は認められず）、かつ、「おそれ」があると認めるにつき「相当の理由」も認められないということになる（上記4で述べたとおり、「裁量の逸脱・濫用」の論点には進まない）。

第2 被告準備書面（17）「第1 情報公開法5条3号、4号及び6号の意義、情報公開訴訟における審理の特殊性及び主張立証責任について」について

1 「1 法5条3号、4号及び6号の意義（4）原告らの法5条3号及び4号についての主張は、法5条の意義について正解していないこと ア 法5条3号及び4号の趣旨と法7条との関係について（イ）被告の反論（被告準備書面（10）第1の1（2ないし4ページ）」の後ろ（85ページ）に

以下のとおりの、原告の再反論（原告準備書面（7）第6、1（22～23ページ））を加える。

情報公開法の大原則は、「原則開示、例外不開示」であり、それは、5条本文からも明らかである（「詳解情報公開法」でも、「本法では不開示情報の範囲はできる限り限定したものとするとの基本的な考え方方に立っており」とされている）。5条各号の不開示情報に該当するかどうかについて、「原則開示、例外不開示」を踏まえ、厳格に判断されなければならない。そして、その上で不開示情報に該当すれば、7条により「公益上特に必要があると認めるとき」以外は開示されないこととなるにすぎない。5条各号の不開示規定は、開示義務の免除規定にすぎず、開示禁止規定ではない。

被告国が引用している宇賀克也「新・情報公開法の逐条解説〔第5版〕66ないし67ページの「法5条は、不開示情報の開示を禁止し、法7条でその例外が認められるという構造になっていると理解される」の記載の趣旨も、上記のように理解するのが相当である。

この点につき、現オバマ政権下のアメリカにおいて、2009年3月19日、エリック・ホールダー司法長官が新たなFOIAガイドライン（以下、「ホールダー・メモ」という）を公表したが、このホールダー・メモの要点として、

行政機関は単に法律上、不開示規定に該当するので不開示にできるということのみで不開示にすべきではないこと。

FOIAの不開示規定が基本的に開示義務の免除規定であり、開示禁止規定ではないので裁量的開示を促すこと。

が記載されていることが参考になる（宇賀克也「情報公開と公文書管理」2010年12月20日 有斐閣 331頁）。

さらに、補足すれば、被告は、被告準備書面（13）第1の6（2）（25ページ）において、「法は、・・・開示すべきでない情報を具体的に法5条各号において規定している。このように法の構造に照らせば、法5条は、国民主権の理念を踏まえた上で、同条各号所定の不開示情報については開示を

禁止するという法政策を採用している」旨主張する。

しかし、これも、繰り返しになるが、上記原告準備書面（7）第6、1（22～23ページ）で述べたとおり、5条各号の不開示規定は、開示義務の免除規定にすぎず、開示禁止規定ではない。

また、被告国は、同じく被告準備書面（13）第1の6（2）（25ページ）において、「原告らの上記主張は、法5条各号の規定を離れ、専ら国民主権論から直接に開示の範囲を導こうとする政策的意見」と主張する。

しかし、法の目的規定（1条）には、「国民主権の理念にのっとり」と明確に規定されている。さらに、今回の改正案において、1条には、「国民の知る権利を保障し」との文言が入るとともに、「国民による行政の監視」、「透明性の高い」との文言も加わった。

改正案は閣議決定がなされており、それがよって立つ法の目的は政府の法解釈そのものである。原告側の主張は、このような改正案も踏まえつつ、法の目的に基づいた現行法規定の法解釈としての主張であり、単なる政策的意見などではない。今回の改正案を踏まえれば、情報公開の要請はより一層高まり、開示により得られる利益はまさしく「国民の利益」である。

既に第1において詳細に述べたとおり、不開示とする理由があるか否かは、究極的には、「原則開示、例外不開示」という基本理念に照らし、「開示することにより得られる利益」と「不開示とすることにより得られる利益」とを非等価利益衡量し、前者が大きければ開示、後者が大きければ不開示という判断に導かれる。その非等価利益衡量に当たっては、「不開示とすることにより得られる利益」を支える基礎事実（及び当該基礎事実の障礙となる事実）、「開示することにより得られる利益」を支える基礎事実（及び当該基礎事実の障碍となる事実）という具体的な事実を踏まえてなされることになり、被告国は、「不開示とすることにより得られる利益」を支える基礎事実及び「開示することにより得られる利益」を支える基礎事実の障碍となる事実を詳細かつ具体的に主張立証することが不可欠であるが、被告国はそれをしていない。

2 「法5条3号、4号及び6号の意義 (4) 原告らの法5条3号及び4号についての主張は、法5条の意義について正解していないこと イ 法5条3号及び4号の立法経緯について (イ) 被告の反論（被告準備書面（10）第1の2 (2) ア (5ないし7ページ))」の後ろ（96ページ）に、

以下のとおりの「原告の再反論」（原告準備書面（7）第6、1 (2) ア、イ、ウ (23ないし25ページ) を加える。

被告国は、法案の国会審議を含めた立法経緯等から、情報公開法5条3号、4号については、不開示事由該当性の判断について、行政機関の長に広範な裁量権が付与されており、同各号該当を理由とする不開示処分は裁量処分ということになるから、裁判所が同処分を取り消すことができるのは、同処分を行った行政機関の長に裁量権の範囲を超え又はその濫用があった場合に限られることになる」旨主張する。

情報公開法5条3号・4号は、その文言から、行政機関の長に裁量判断の余地が認められる規定であることまで否定するわけではないが、裁量判断の余地が認められることと、その裁量の範囲については別問題である。

この点につき「河野・フルシチョフ会談答申」（乙16、12頁）では、「信頼関係を損なうおそれ」について、

「本件対象文書は、ほぼ半世紀以前の会談に係るものであり、その後においてソ連邦の崩壊などロシアの国内情勢や国際情勢が大きく変化していること、異議申立人が主張するように、ロシアにおいて本件会談に関して当時のソ連側が作成したとみられる文書が、平成8年に同国内で発行された同政府の機関誌に掲載されたという事実が認められることからすると、我が国が本件対象文書を一方的に公にしたとしても、ロシアとの信頼関係が損なわれるということは考え難く、また、その他の国等との信頼関係が損なわれるおそれがあるとも認め難い。したがって、信頼関係を損なうおそれがあることを理由として、行政機関の長が本件対象文書を不開示とすることについては、相当の理由があるとは認められないと言うべきである。」との判断を示している（下線は、原告代理人が引いた）。

すなわち、この河野・フルシチョフ会談答申は、「信頼関係が損なわれるおそれがあるとも認め難い。したがって、信頼関係を損なうおそれがあることを理由として、行政機関の長が本件対象文書を不開示とすることについては、相当の理由があるとは認められないと言うべきである。」として、「おそれ」の有無を自ら立ち入って判断し、それが存在しないことを以て、ただちに相当の理由も認められないという結論を出している。

つまり、情報公開法5条3号が、「おそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報」という条文になっているからといって、不開示事由の認定にあたって、行政機関側の裁量を特段広く認めるような判断手法を採用しているわけではないのである。

加えて、5条3号・4号については、「行政透明化チームとりまとめ」（甲155）（4頁）に、

「これらの規定により不開示とされた決定を訴訟で争う場合、これら「おそれ」の有無を直接の審理対象とすることはできず、裁判所による事後審査が過度に抑制され、あるいは開示請求者側に過重な立証上の負担が課される場合がある」

として弊害が指摘されており、また、上記「行政透明化チームとりまとめ」の前提となつた『情報公開制度の改正の方向性について』に関する論点整理（三訂版）（9～11頁）（甲158）にも、

「現行法5条3号・4号は、他の規定と異なるため、『おそれがあると行政機関の長が認めるにつき相当の理由』がないことの主張立証を開示請求書側でなすべきということで、『行政情報の原則開示の基本的枠組み』（情報公開法制定時の要綱案の考え方参照）に反する誤った解釈もなされる傾向にあるから、法改正にあたつては、このような解釈にならないようにする必要がある。」

「当該規定による不開示は、外交、防衛上の利益の保護を超えて広範に主張される傾向があり、これを抑止する必要は認められ、そこで規定の適用範囲を事項的に限定する改正を行なうべきである。」

「そもそも、情報公開法制定の段階で、『おそれがあると認められる相当の理由がある情報』（情報公開法要綱案）とされていたところ、立法段階で『行政機関の長が

認めることにつき相当の理由』とされ、『行政機関の長』の主体的判断に傾きすぎる解釈に至った経緯に照らしても、その懸念のない解釈運用がなされるべきであるなどの意見が記載されており、現行の5条3号・4号について行政機関に広範な裁量権を認める考え方は、もはやその根拠を失っていると言わざるを得ず、今回の法改正においても、行政機関の裁量権の範囲が決して広範な物ではないことがあらためて明示される方向となっている。

この点につき、若干の補足をすれば、今回の改正案により、5条3号は、「相当の理由」から「十分な理由」に改正されており、被告国が主張するような行政庁の広範な裁量はもはや認められないことが明らかとなっている。

3 「3 不開示情報該当性に関する事実の主張立証責任について (3) 原告らの主張が不当であることについて イ 被告の反論（被告準備書面（10）第1の3（10ないし15ページ））」の後ろ（113ページ）に、以下のとおりの「原告の再反論」（原告準備書面（7）第6、1（3）（26ないし28ページ）を加える。

被告国が名古屋地裁判決（2003（平成15）年10月15日）の理解は明らかに誤っている。

名古屋地裁判決では、

「行政機関の長において、まず、その前提とした事実関係及び判断の過程等、その判断に不合理のないことを相当の根拠に基づいて主張立証する必要があり、これを尽くさない場合には、行政機関の長のした判断が裁量権を逸脱又は濫用したものであることが事実上推定されるというべきである（最高裁判所平成4年10月29日第一小法廷判決・民集46巻7号1174ページ参照）。もっとも、行政機関の長が、その判断に不合理のないことを相当の根拠に基づいて主張立証する前提として、当該情報の具体的な内容まで明らかにすることを求められるならば、その開示を強いられるのと同様の結果となるから、行政機関の長としては、その種類、性質、作成主体、作成機会など、第三者機関である裁判所が当該判断に不合理性が含まれているか否かを判断するに支障のない程度の具体性をもって当該情報内容を特定した上

で、これを開示することにより国の安全を害するおそれがあると判断したことが不合理とはいえないことを基礎付ける事実の主張立証を尽くすことによりて、その処分の適法性を維持できるものと解すべきである。このような主張立証が果たされた場合に、なお当該処分が違法であることを主張する原告は、原則どおり、当該判断が裁量権を逸脱又は濫用したものであることを基礎付ける事実の主張立証をしなければならない。」

と判示されている（下線は、原告代理人が引いた）。

名古屋地裁の考え方を端的に言えば、「『おそれがあると認めるにつき相当の理由がある』との行政の判断に『合理性があること』（不合理のないこと）」の主張立証責任は行政機関側にあり、その主張立証責任を果たせないときは、「裁量権の逸脱又は濫用」が「事実上推定される」。すなわち、そのままの状態であれば（行政機関側で「推定」を覆す反証がなされなければ）、直ちに、当該不開示決定は違法となるということである。

そして、「合理性があること」（不合理でないこと）の行政機関側の主張立証責任の程度は、「裁判所が当該判断に不合理性が含まれているか否かを判断するに支障のない程度の具体性をもって当該情報内容を特定した上で、これを開示することにより国の安全を害するおそれがあると判断したことが不合理とはいえないことを基礎付ける事実の主張立証を尽くす」ということである。

名古屋地裁判決は、行政機関が、上記「合理性があること」の主張立証責任を尽くした場合にはじめて、次の段階で、違法であることを主張する側（本件の原告）が、「裁量権の逸脱又は濫用」についての主張立証責任を負うことを明確にしたのである（そもそも、この点は、名古屋地裁判決が引用する最高裁平成4年10月29日判決において、既に明確にされていた）。

すなわち、法5条3号・4号該当性をめぐる要件事実に関する主張立証責任は、第一次的には行政機関側にある（この段階が明快にクリアされないと、次の「裁量権の逸脱・濫用」の論点には進まない）。

「行政情報の原則開示の基本的枠組み」（情報公開法制定時の要綱案の考え方参照）からすれば、この行政機関の第一次主張立証責任は、厳格に判断さ

れなければならないことは当然であるが、これまで、裁判所においてもこの行政機関の第一次主張立証責任の点がかなりルーズに考えられ、結果的に、「行政情報の原則開示の基本的枠組み」に反する誤った判決がなされてきた。被告がその主張の根拠として引用している東京高裁平成22年6月23日判決（乙381）及び東京地裁平成21年12月16日判決（乙380）も、そのような意味での誤った判決である。

法5条各号の主張立証責任は、3号・4号も含めすべて原則的行政機関側が負担し、3号・4号についてのみ、さらに付随的に「裁量権の逸脱・濫用」について、原告側が主張立証責任を負うという構造である。

このように考えることにより、上記「行政情報の原則開示の基本的枠組み」が十分機能することになる。

そして、若干補足すれば、既に述べたとおり、今回の改正案により、5条3号は、「相当の理由」から「十分な理由」に改正されており、被告国の主張するような行政庁の広範な裁量が現行法においても存在しなかつたことが明示されるにいたっている。

4 「3 不開示情報該当性に関する事実の主張立証責任について (4) 被告の主張する不開示理由1は、極めて抽象的であり、法5条3号の該当性に関する主張立証責任を果たしていないとの原告らの主張が不当であるについて イ 被告の反論（被告準備書面（13）第1の9（1）（30及び31ページ））」に対して、原告は、以下のとおり補足的に再反論する。

今回の改正案24条において、インカメラ審理が導入されており、将来インカメラ審理が行われる可能性は高い。インカメラ審理が行われることになれば、不開示部分は少なくとも裁判所には明らかになるが、現段階では、インカメラ審理は行われず、裁判所は不開示部分を見分して、情報公開法5条各号該当性を判断することができない。このようにインカメラ審理のある場合とない場合とで主張・立証レベルに差が出ることは裁判の公正・公平の観点からは明らかに不当である。したがって、インカメラ審理のない現段階で

の、被告国の不開示理由該当性に係る主張・立証は、インカメラ審理のある場合以上に具体的である必要がある。

しかも、本件における被告国の主張・立証は、その依拠する「第三者機関である裁判所が当該判断に不合理性が含まれているか否かを判断するに支障のない程度の具体性をもって当該情報の内容を特定した上で、これを開示することにより国の安全等を害するおそれがあると判断したことが不合理とはいえないことを基礎付ける事実の主張立証を尽くす」（名古屋地裁平成15年10月15日判決）レベルにすら達していないことは、原告準備書面（6）第1（7ないし11ページ）などで述べたところからも明らかである。

そして、不開示部分を直接明らかにしなくとも、例えば本件とは直接関係のない過去の外交交渉の事例などを材料として、本件に敷衍しつつ具体的に説明するなど工夫すれば方法はあるはずであり、被告国には、そのための材料はいくらでもある。被告国は、情報公開法1条に定められている「政府の説明責任」を果たすための工夫をする努力を全く放棄していると言わざるを得ない。

第3 被告準備書面（17）「第2 韓国政府による日韓会談関連文書の公開について」について

1 「2 被告の反論（被告準備書面（13）第1の5（16ないし20ページ），被告準備書面（1）第2の4（3）（10ページ），同（1）第3の3（1）（18ページ））（1）不開示情報の公表の有無は，法5条各号の不開示情報該当性の要件とはされていないことについて」に対して、原告は、以下のとおり補足的に再反論する。

被告国は、「法5条は、他国で既に公になっていたとしても、それが法5条3号ないし6号の不開示情報に該当する限り、その開示を禁止しているものと解すべきである」と主張するが、明らかに第1、3で述べた非等価利益衡量を無視した誤った思考過程である。非等価利益衡量に基づき、法5条3号ないし6号に該当するかどうかの判断を行うための重要な一事実として

「他国で公になっている」との事実があるのである。そして、これは、開示によって新たにもたらされる弊害が解消または著しく減少するという意味で、「不開示とすることにより得られる利益」を支える基礎事実の障礙となる事実である。

原告は、決して「他国における開示が当然に我が国における法に基づく開示決定を帰結する」などと短絡的な主張はしていない。上記のとおり「他国における開示」が、被告国が主張する極めて抽象的な不開示とすることにより得られる利益を支える基礎事実に対する重要な障礙事実として位置づけ、非等価利益衡量の結果として、「開示することにより得られる利益」の方が、「不開示とすることにより得られる利益」より大きいから不開示理由に該当しないと主張しているのである。

2 「2 被告の反論（被告準備書面（13）第1の5（16ないし20ページ），被告準備書面（1）第2の4（3）（10ページ），同（1）第3の3（1）（18ページ））（2）国が保有している情報が韓国で公開されている文書に記載された情報と一致するとは限らないことについて（3）「同種事案における処理例について」に対して、原告は、以下のとおり補足的に再反論する。

既に原告準備書面（1）、第4、5、（1）（27ページ）において述べたところであるが、再論すれば、被告国がその主張を支える情報公開・個人情報保護審査会答申（河野・フルシチョフ会談答申）については、同答申は「信頼関係を損なうおそれ」と「交渉上の不利益を被るおそれ」とを区別したうえで、前者については、会談の相手方であったソ連（ロシア）のみならず第三国との関係においても相当の理由の存在を否定したものである。また、後者については、相当の理由を認めてはいるものの、会談の相手方（と同一の相手方）とテーマが同一の交渉が現在も継続していることを重視し、開示請求対象の文書が現在の交渉に影響を与える具体的可能性を検証したうえで、それが肯定されることから相当の理由を認めた答申である。したがって、

河野・フルシチョフ会談答申を一部引用したうえで、日本側の文書に日本側の評価、分析、判断などが記載されていれば、ただちに情報公開法5条3号の充足性が認められるがごときの被告国のは誤りである。

また、これも既に原告準備書面(6)第3、3、(1)(40~41ページ)で述べたところであるが、被告国のは主張の根拠とする東京地裁平成21年1月16日判決については、「朝鮮軍人軍属の復員数死亡者数」や「韓国人官吏に対する恩給等諸未払金」のような数字等については、客観的なものであるから、あるところで一旦開示されてしまえば、別のところで不開示とする意味は全くなく、被告国のは主張や第二次訴訟東京地裁判決(平成19年1月26日判決)の判示は不開示とする根拠とならない。

さらに、これも、既に原告準備書面(6)第3、3、(1)(40~41ページ)で述べたところであるが、そもそも、不開示文書の内容が判明又は推測される場合は、その内容が開示されることによって生じる「自国の国益を害するおそれ」(情報公開法5条3号の「おそれ」)は、劇的に減少し、第1、3ないし5で述べたとおり、「不開示とすることにより得られる利益」のレベルは大きく下がる。それでもなお、上記「おそれ」があると主張するのであれば、不開示文書の内容が判明又は推測されない場合以上の、「おそれ」を根拠づける詳細かつ具体的な主張が必要となることは、第1、3ないし5から明らかである。しかし、被告国は、上記のとおり、抽象的な主張をするのみであり、不開示理由の主張になっていない。

3 「2 被告の反論(被告準備書面(13)第1の5(16ないし20ページ)、被告準備書面(1)第2の4(3)(10ページ)、同(1)第3の3(1)(18ページ)) (6) 相手国からの要請があったとしても、外交当局は、その情報を開示するとは限らないことについて」に対して、原告は、以下のとおり補足的に再反論する。

被告国は、「交渉相手国からある情報の開示要請があったとしても、当該情報を開示するか否かを含め、広範な交渉の方途を持つことが正に国益に適う」

などと主張するが、抽象的に「国益に適う」というだけであり、そもそも、この場合の被告国のいう「国益」とは具体的に何か、さらにどのような交渉において、相手方の開示要請に応じなかつたことが国益に適った具体例があるのか、被告国は具体的にそれを示そうとしないのであるから、単に、観念論のレベルにとどまっているにすぎず被告国の主張の論拠には全くならない。

第4 被告準備書面（17）「第3 時間の経過について」について

1 「1 長時間が経過した文書であることを、法5条3号及び4号の該当性判断にあたって当然に斟酌すべきであるとする原告らの主張が失当であることについて (2) 被告の反論（被告準備書面（10）第2（16ないし18ページ））」の後ろ（132ページ）に、

以下のとおりの、原告の再反論（原告準備書面（7）第6、2（28～29ページ））を加える。

外務省は、情報公開法5条に基づく判断に係る審査基準において、「時の経過」及び「社会情勢の変化」を考慮、すなわち「30年ルール」に基づく自動公開原則を踏まえなければならないことを自ら定め、かつ、「外交記録の公開に関する規則」において、「審査基準」で採用した「30年ルール」に従うこと自ら確認している。

したがって被告国は自己矛盾する主張をしているにすぎず、主張として成り立たない。

次に、東京高裁平成22年6月23日判決（乙381、8頁）における「一般に、長年月が経過すれば、不開示とする根拠が減少するであろうことは認められるが、本件においては、現在我が国が直面する重大かつ微妙な問題である日朝国交正常化交渉及び日韓の竹島問題に関して本件各文書の一部又は全部が不開示とされているのであるから、長時間の時の経過が当然に不開示とする理由の相当性を減少させるとまでは言えない。外国等との交渉においては、過去の経緯が相当の重みを持つ場合のあることは明らかであるから、時が経過した情報であっても交渉の当事者である外務大臣の第一次的判断を

尊重すべき事由が減少するとはいえない。」との判示内容についてであるが、上記東京高裁判決は、単に、現在も日朝正常化交渉及び竹島問題が継続していることのみをもって、時の経過があっても不開示を正当化する理由があると判断しているにすぎない。

しかし、「時の経過」による不開示根拠の減少及び消滅につき、本件のように現在も日韓、日朝間に懸案事項が継続していることとの関連で判断する場合は、①当該懸案事項の存在の有無だけでなく、②当該懸案事項の処理に当たって、不開示理由ありとされる各文書の内容等が個々にどういう影響を与えるのか否か、について具体的な判断がなされなければならない。①及び②について判断することが、「時の経過」という基準の下での、まさに、上記1、(3)で述べた、「『おそれがあると認めるにつき相当の理由がある』との行政の判断に『合理性があること』(不合理でないこと)」の裁判所における正当な判断であり。その前提として、行政機関側（外務省）は、②の「影響」について、具体的に主張立証を尽くさなければならない。

しかし、上記東京高裁判決は、②について全く検討しておらず、行政機関側（外務省）も、②の「影響」について具体的な主張立証を行っていないことは明らかであり、上記東京高裁の判断は誤りである。

さらに、補足的に再反論すると、以下のとおりである。

被告国は、被告準備書面（13）、第1の4、(2)（14ページ）において「情勢変化によってすべからく情報の価値が低下するなどといえるものではない。」と主張する。

しかし、原告の主張は、そのような一般論を述べるものではなく、あくまで、約半世紀も前の日韓会談に係る情報が、日朝共同宣言での経済協力方式への合意の成立などその後の情勢変化により、対北朝鮮交渉との関係では価値が低下しているという具体的な障害事実の主張である。

被告国は、上記のような情勢変化の中でもなお、日韓会談に係る情報が、高い価値を保持していると主張するが、その理由は、「財産・請求権問題の具体的な解決のあり方については、依然として北朝鮮との交渉の対象となるこ

とが想定されている」とか、「財産・請求権問題は、その性格上、半世紀以上も前の日本統治時代から現在までの権利義務関係を取り扱うものであり、同じ問題を取り扱った日韓国交正常化交渉当時の検討内容が現在も依然として重要な価値を持つ」などといった抽象的な主張にとどまる。

すなわち、第1で述べた非等価値利益衡量に基づく「不開示とすることにより得られる利益」を基礎づける事実の主張が全くなされていない。

被告国は、自ら「経験則上」という言葉を用いながら、例えば、過去の他の外交交渉において、半世紀以上も前の情報が、同種の外交交渉において極めて重要な役割を果たした具体例とか、半世紀以上も前の情報が交渉相手に明らかになったことにより、同種の外交交渉において日本側が窮地に立たされ、交渉が失敗に終わったなどという具体例を示すことを全くしない（外務省には大量の外交交渉に関し、大量の情報があるにもかかわらず）。

この事実は、要するに、被告国が情勢変化があっても情報価値は高いままであることにつき、具体的に立証することができない（そのような具体例は過去にはない）ということを露呈しているにすぎない。被告国の主張こそ論拠薄弱である。

以上を踏まえれば、被告国側も認めるとおり、「社会情勢の変化により情報の価値が変動する」との一般論の方が説得力を持つことになる（常識のレベル）。

1 「2 審査基準等に関する原告らの主張が事実誤認であることについて (1) 審査基準は法5条各号の解釈準則にはならないことについて イ 被告の反論（被告準備書面（13）第1の7（25ないし27ページ））及び(2) 外交記録公開に関する規則は、本件不開示決定処分と何ら関係がないことについて イ被告の反論（被告準備書面（13）第1の7（25ないし27ページ））」に対して、原告は、以下のとおり補足的に再反論する。

審査基準は、被告国自ら認めているように法施行にあわせ、開示決定の指針を示すために策定した外務省としての準則である。

開示・不開示の判断は、個別文書ごとになされるのであり、第1で述べた「開示することにより得られる利益」と「不開示とすることにより得られる利益」の非等価利益衡量は文書ごとに行われる。

行政庁の裁量の範囲についても、行政庁ごと、個別文書ごとに評価がなされ、その際、当該行政庁が開示・不開示の判断においてどのような考え方を持っているかは重要な判断のメルクマールである。

審査基準や外交記録公開に関する規則の存在は、外務省が、「時の経過」を考慮し、作成から30年経過した行政文書について原則的に自動公開するという考え方を持っていることを裏付けるものであり、他省庁はともかく、少なくとも、外務省において開示・不開示の判断を行うに当たっては、「時の経過」が重要なメルクマールになることを外務省自らが認めていることになる。

「時の経過」があっても、なお、「不開示とすることにより得られる利益」が、「開示することにより得られる利益」よりも大きいのならば、それを基礎づける事実（「時の経過」による開示の要請を障害する事実）を具体的に摘示し、主張立証しなければならない（第1、4で述べたとおり、そのための主張・立証のレベルは非常に高い）が、上記審査基準や規則がある場合は、ない場合に比べて、そのハードルは高くなる。

上記審査基準や規則の制定という形で、被告国が自らの政策判断の中に「時の経過」の考慮を取り込んでいるという事実は、第1、4で述べた「不開示とすることによって得られる利益」を支える基礎事実の障害となる重要な事実であって、それにより「不開示とすることによって得られる利益」のレベルは大きく下がる。

したがって、レベルの大きく下がった「不開示とすることによって得られる利益」を、不均衡利益考量において、優越する「開示することにより得られる利益」を上回るレベルにまで引き上げるために、より一層詳細かつ具体的な事実を前提とした非常に高いレベルの「不開示とすることによって得られる利益」を主張・立証しなければならないことは明らかである。

このような非常に高いレベルの主張立証が尽くされていない場合、すなわ

ち、不開示理由該当性を導くまでの「不開示とすることによる利益」が存在しないにもかかわらず、「被告国が不開示決定を行うことは、裁量権の逸脱・濫用と評価し得る。

第5 被告準備書面（17）「第4 その他の論点について」について

1 「1 情報公開法5条3号の判断は、外務省のさじかげんによって変わり得るとの 原告らの主張について (2) 被告の反論（被告準備書面（13）第1の9 (2) (31ないし33ページ)）」に対して、原告は、以下のとおり補足的に再反論する。

3年間の間での開示決定の変更につき、32ページにおいて、被告国側は、「法目的と『おそれ』を常に比較考量し、政策的・専門的・技術的見地から総合的判断を行っている」と主張するが、抽象的に主張するのみで、原告が指摘する開示決定変更について、どのような総合的判断があつて、変更したのかについて具体的な説明は何もない。

さらに、原告の主張を「単に3年という時の経過のみに着目して外務大臣の判断を論難するものであつて正鶴を射た批判とはいえない」とする具体的根拠は全く示されていない。

2 「2 裁判所においてインカメラ審理が認められていない以上、外務省の主張立証は、より具体的である必要があるとの原告らの主張について (2) 被告の反論（被告準備書面（13）第1の9 (3) (33ページ)）」に対して、原告は、以下のとおり補足的に再反論する。

今回の改正案24条において、インカメラ審理が導入されており、「法は、原告の主張するような特段の取扱いを行政機関に求める趣旨でないものと解するのが合理的である。」との一行政庁にすぎない外務省の主張は、もはや成り立たない。改正案は内閣法制局の審査を経て、各省協議も終了し、閣議決定されており、政府レベルにおいては、外務省も改正案の内容に異議がないことは明らかである。

既に第4、1で述べたとおり、改正案が成立し、施行されるまでは、インカメラ審理は行われず、裁判所は、該当文書を見て判断することはできない。インカメラ審理のある場合とない場合とで主張・立証レベルに差がでることは裁判の公正性の観点からもおかしい。

したがって、インカメラ審理のない現段階での被告国側の主張・立証は、インカメラ審理のある場合以上により具体的である必要がある。

3 「3 情報公開法改正案についての原告らの主張について (2) 被告の反論」に対して、原告は、以下のとおり補足的に再反論する。

現行情報公開法については、その制定に当たって、時間的な制約等により積み残しとなった問題があるとともに、施行後の法執行・運用段階で、多くの問題が発生した。

その一つが、上記2で述べたインカメラ審理である。すなわち、「原則開示・例外不開示」の基本理念の下、既に述べた不均衡利益考量に基づき、不開示理由該当性の有無を適確に判断するためには、情報公開・個人情報保護審査会と同様、裁判所において、不開示文書を見分することが必要である。しかし、現行法は、インカメラ審理を認めていないため、裁判所において不開示事由該当性の有無につき適確な判断がなされていないと考えられる状況にある。

また、5条3号の不開示事由該当性の判断にあたり、条文が「おそれがあると行政機関の長が認めることにつき『相当の理由』がある」となっているため、行政庁の裁量が広すぎ、裁判所が「行政庁の裁量」に関する審査が適確にできず（過度に抑制され）、あるいは開示請求者側に過重な立証上の負担が課せられ、開示されてしかるべき文書について、裁判所の十分な審査のないまま、不開示とされていると考えざるを得ないケースが存在していた（以上、甲155「行政透明化チームとりまとめ4、12ページ参照」）。

原告は、上記のような問題等を踏まえ、あくまで、現行情報公開法のあるべき解釈を、各準備書面において主張しているものである。

改正案には、上記のような問題等に関する解決の考え方を明確にしているものであるが、原告は、改正案を根拠として主張しているわけではない（原告の主張と改正案の内容が共通している部分があり、原告の主張が法解釈として正しいということを改正案の内容が示しているという関係である）。

第5 被告準備書面（17）「第6 不開示理由1について」について

1 「1 総論（1）「手の内論」について イ 被告の反論（被告準備書面（10）第3の2（1）（21ページ））」の後ろ（148ページ）に以下のとおりの、原告の再反論（原告準備書面（7）第6、3（30ページ））を加える。

被告国は、例えば、

- ① 「在日韓国人の法的地位の問題」、「対北朝鮮問題」等の重要案件についても外交交渉中」（被告準備書面（10）19頁8行目）
- ② 「日本政府が保有している・・・韓国政府が認識し得ない日本政府部内で検討、協議された資料等があり、・・・評価、論評、意見等の内部機密情報が存在している」（同19頁10行目）
- ③ 「韓国政府との信頼関係が損なわれるおそれが高い」（同19頁15行目）
- ④ 「竹島問題に・・・各主張に大きな変化はなく・・・依然として日韓間における重要な懸案事項である。」（同20頁5行目）
- ⑤ 「・・・日朝国交正常化交渉において取り扱われる問題は、・・・本件不開示文書における日韓国交正常化交渉に關係する問題とほとんど同一である」（同21頁12行目）

などと主張し、対韓国、対北朝鮮をめぐる日本外交に影響がある（外交交渉上不利な立場に立つ蓋然性が高い）旨主張するが、例示した①～⑤は、いずれも極めて抽象的であり、『おそれがあると認めるにつき相当の理由がある』との行政の判断に『合理性があること』（不合理でないこと）の主張立証に全くなっていないことは明らかである。

したがって、対韓国、対北朝鮮をめぐる日本外交に影響がある（外交交渉上不利な立場に立つ蓋然性が高い）旨の主張は理由がない。

2 「1 総論 (2) 韓国政府による文書公開を踏まえた原告らの主張について イ 被告の反論（被告準備書面（10）第3の2 (2) (21及び22ページ)）」に対する原告の再反論は、上記1のとおりである。

3 「1 総論 (3) 日朝平壤宣言を踏まえた原告らの主張について イ 被告の反論（被告準備書面（10）第3の2 (3) (4) (22及び23ページ)）」につき、被告国が引用する東京高裁平成22年6月23日判決（乙381、8ページ）に対する再反論は、上記第3、1で述べたように、原告準備書面（7）第6、2 (2) (29ページ) のとおりである。

4 「1 総論 (4) 試算方法を不開示とする理由がないとの原告らの主張について イ 被告の反論（被告準備書面（13）第1の9 (4) (33及び34ページ)）」に対して、原告は、以下のとおり補足的に再反論する。試算方法の合理性・不合理性は、不開示とすることより得られる利益を基礎づける事実の障礙事実の一つであり、原告は、それのみをとらえて北朝鮮との交渉上の利益が損なわれるおそれがないなどと主張してはいない。

被告国の主張（種々様々な考慮要素を勘案した上、政治情勢や今後の両国間の関係等をも踏まえた試算がなされる）に基づけば、試算方法は、無数に存在することになる。

そのうち、約半世紀も前の、為替レートも金銭価値も全く異なる試算方法（しかも、日韓間で請求権問題を解決した当時において、日本国として「無償供与3億ドル、有償援助2億ドル」は政治的・外交交渉的に合理的な数字であると日本政府首脳が決断したから、合意を見たのであり、それを導く試算方法は当然合理的なものとの判断があったはずである。）が現在及び将来の日朝交渉にそもそも影響を持つものであるのか大いに疑問である。

しかも、この試算方法が明らかになったその結果どのように国益を損なう（可能性がある）のかについて、被告国側は何ら具体的な説明をしていない。「国益を損なう」と抽象論を持ち出すだけである。

情報公開法の目的は、現行1条を見ても「国民の利益」に資することにあることは明らかである。合理的理由もなく（その具体的主張立証ができないにもかかわらず）不開示にすることは、「国民の利益」を損なうことは明かであり、すなわち「国益」を損なうことになる。

5 「1 総論 (5) 請求権問題に係る金額等の交渉経緯と米国の影響についての原告らの主張について イ 被告の反論（被告準備書面（13）第1の9(4)（34及び35ページ））」に対して、原告は、以下のとおり補足的に再反論する。

日本側の金額が外務省が不開示とする試算等には基づかず最終的に米国の意向・影響力で決まったことは、「不開示とすることにより得られる利益」に係る基礎事実の障礙事実の一つであり、原告は、これのみをもって「不開示事由該当性」を失わせることになるなど主張していない。

なお、原告は、原告準備書面（6）第3、3(3)(4ないし47ページ)において、日本側の金額が米国の意向・影響力で決まったことを裏付ける（ア）ないし（ク）の具体的事実を摘示し、主張・立証している。事実を主張する場合において、当該事実に対する主張者の評価・判断等が行われるのは当然であり、それをもって、「原告らの認識にすぎず」「具体的事実についての主張・立証」ではないとする被告国のは根拠がない。

6 「1 総論 (6) 在日韓国人問題 イ 被告の反論（被告準備書面（13）第1の4(3)（15及び16ページ））」に対して、原告は、以下のとおり補足的に再反論する。

被告国が指摘する「在日韓国人の法的地位及び待遇に関する日韓局長級協議」は、形式的な協議の存在以上にどのような未解決の問題が存在する

のかも具体的に指摘しておらず、実際にもそれらの協議で実質的な問題の解決に向けた交渉はなされていない。

したがって、上記「日韓局長級協議」の存在ゆえに、「日韓国交正常化交渉中に検討された在日韓国人の法的地位に関する日本政府の見解が、北朝鮮との国交正常化交渉において在日朝鮮人の地位を議論する上で、日本政府が方針を決定するに当たっての重要な前提となり得る」とは言えない（因果関係がない）。

第7 被告準備書面（17）「第6 不開示理由1～2 各文書ごとの不開示部分及び不開示理由の主張」、「第7 不開示理由2」、「第8 不開示理由3」、「第9 不開示理由4」、「第10 不開示理由5」、「第11 不開示理由6」及び「第12 不開示理由8」について

原告の主張の整理及び補足的再反論は、以下のとおりである。

- 1 「第6 不開示理由1～2 各文書ごとの不開示部分及び不開示理由の主張」については、添付別表1のとおりである。
- 2 「第7 不開示理由2」については、添付別表2のとおりである。
- 3 「第8 不開示理由3」及び「第9 不開示理由4」及びについては、被告準備書面（17）第8及び第9（674～909ページ）において、「原告の反論」として記載されているとおりである。
- 4 「第10 不開示理由5」「第11 不開示理由6」及び「第12 不開示理由8」については、添付別表3のとおりである。

第8 被告準備書面（17）「第13 原告らの独自の歴史観、外交観に依拠した主張について」について

- 1 「2 被告の反論（被告準備書面（13）第1の3（10ないし12ページ））」に対して、原告は、以下のとおり補足的に再反論する。

既に縷々述べたとおり、原告の主張は、法の立法趣旨・目的及び法の判断構造を踏まえた主張であり、かつ、「日中共同声明」、「河野談話」、「細川首相

「発言」、「村山談話」、「日韓共同宣言」、「日朝平壤宣言」、「菅談話」などの日本国政府の公式見解を踏まえた主張であり、被告国の主張する開示による弊害の前提状況がもはや失われているという障碍事実を日本政府の公式見解に立って指摘している。これに対して、これらの公式見解に立って原告の主張とは異なるどのような解釈や「外交論」が導かれるのか、被告国はなんらの具体的主張もしていない。

原告は、開示することにより得られる利益に係る具体的基礎事実等の主張として、原告準備（6）、第2ないし第4に記載する各事実を主張し、及びそれを踏まえた利益衡量論を原告準備書面（6）、第5において展開しているのであり、結局のところ被告国はそのような法解釈の基本構造を正確に理解することなく具体的な反論を行わないまま、原告の主張を「独自の外交論」などとの外れな批判をしているにすぎない。

被告国は、さらに、被告準備書面（13）第1の4（1）（13ページ）において、「原告らの・・・主張は、原告らの歴史認識及び植民地支配に関する独自の見解ないし意見」などと主張する。

日本政府の歴史認識の変遷及び植民地支配に関する立場の変化は、原告準備書面（6）、第2、2（13～19ページ）で述べたとおり、「日中共同声明」、「河野談話」、「細川首相発言」、「村山談話」、「日韓共同宣言」、「日朝平壤宣言」、「菅談話」などから、歴史的事実として明らかである。これらは上記のとおり、日本国政府としての公式見解であり、一行政庁にすぎない外務省が（しかも、訴訟の準備書面という上記公式見解に比べてはるかに下位にあるレベルのもので）これを「原告という民間人の独自の見解ないし意見」として否定するかのような主張をすること自体大きな問題である（外務省が日本政府の公式見解を否定するのに等しい）。

第9 被告準備書面（19）について

1 「第1 追加開示決定における判断基準について」について

- (1) 被告国は、「そもそも、ある情報が不開示情報となるか否かは法5条各号

の不開示事由に該当する否かによって定まる事柄であり、当該情報ごとに個別、具体的に決せられるものであって、開示部分と不開示部分を区別する一般的基準は観念できない」と主張する（7ページ）。

不開示事由該当性が、個々の不開示文書ごと、当該文書に記載されている不開示情報ごとに個別、具体的に判断されることについては、原告も否定するものではない。

しかし、そもそも問題は、開示文書と不開示文書とを個別具体的に識別できないまま、例えば「外国政府関係者の発言又は見解」という同様の内容が含まれている文書について、あるものは開示され、あるものは不開示となっている点である。

この問題点は、2011年8月29日付変更（一部開示）決定においても何ら解消されていない。

被告国は、「開示部分と不開示部分を区別する一般的基準は観念できない」（7ページ）と主張しており、要するに「個別、具体的に決せられる」として、場当たり的な判断を行っていることを自白しているに等しい。

被告国が、あくまで、「一般的基準は観念できず」、「情報ごとに、法5条各号の解釈及び当てはめを行い、それに基づいて開示・不開示を決定している」（10ページ）、「不開示情報の内容を可能な限り特定し、その不開示事由該当性に関する主張立証を遂げている」、「不開示とした個別具体的な理由を主張し」ている（8ページ）というのであれば、個々の情報について、どのように個別具体的な判断をしたのかについて、ひとつひとつ、第1で述べたような「開示することにより得られる利益」と「不開示することより得られる利益」との比較衡量の過程（あてはめの過程）を詳細かつ具体的な事実に基づいて明らかにすべきである。それが明らかにできてはじめて、被告国の開示、不開示の決定（振り分け）に係る判断に合理性が認められことになるが、被告国は、これまで、具体的な比較衡量（あてはめ）の過程を明らかにしていない（抽象的な主張に終始している）のであるから、被告国の開示、不開示の決定（振り分け）に係る判断に合理

性は認められない。

(2) なお、被告国が繰り返す情報公開訴訟における審理の主張立証責任及び
5条3号、4号該当性判断に係る主張立証責任に対する原告の反論等は、
第2、1ないし3で述べたとおりである。

以上

文書	原告の主張概要
不開示理由1について	
(1) 拿捕漁船引取りの韓国船員に対する国内通過上陸(文書624・乙A第179号証, 番号1, 通し番号1-1)	日韓交渉と日朝交渉の前提状況の相違、日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意、40年以上の時の経過を考えれば、公開が北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性がない。
(2) 日韓船舶問題解決方策に関する問題点(討議用資料)(文書638・乙A第180号証, 番号2, 通し番号1-2)	不開示部分の特殊性あるいは「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく、おそれの主張としては不十分である。日韓交渉と日朝交渉の前提状況の相違、日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意、40年以上の時の経過を考えれば、公開が北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性がない。
(3) 日韓会談における船舶問題の処理方針(文書639・乙A第181号証, 番号3, 通し番号1-3)	同上。
(4) 韓国の対日請求要綱関係資料(文書374・乙A第21号証, 番号4, 通し番号1-4)	不開示部分の特殊性あるいは「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく、おそれの主張としては不十分である。韓国側公開文書による具体的数値の公表、日韓交渉と日朝交渉の前提状況の相違、日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意、40年以上の時の経過を考えれば、公開が北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性がない。被告は、韓国によって開示された情報が完全に一致するものではない、開示した当事者がどの国かによって差異を生じると形式的な反論を行うが、開示によって生じるとする「おそれ」が減少または消滅したことは否定できないはずである。
(5) 旧在日本朝鮮人連盟に対する帰国朝鮮人の寄託金に関する件(文書375・乙A第182号証, 番号5, 通し番号1-5)	不開示部分の特殊性あるいは「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく、おそれの主張としては不十分である。日韓交渉と日朝交渉の前提状況の相違、日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意、40年以上の時の経過を考えれば、公開が北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性がない。
(6) 日韓関係想定問答(未定稿)(文書376・乙A第183号証, 番号6, 通し番号1-6)	同上。
(7) 韓国国宝古書籍目録、日本各文庫所蔵(文書379・全部不開示(乙号証なし), 番号7, 通し番号1-7)	返還協議対象の文化財の内容や所在を秘匿することに外交上の正当性はない。日韓交渉と日朝交渉の前提状況の相違、40年以上の時の経過を考えれば、公開が北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性がない。
(8) 韓国国宝古書籍目録(第二次分)(文書380・全部不開示(乙号証なし), 番号8, 通し番号1-8)	同上。
(9) 日本所在 韓国国宝美術工芸品目録(文書381・全部不開示(乙号証なし), 番号9, 通し番号1-9)	同上。

文書	原告の主張概要
(10)韓日間請求権協定要綱 韓国側提案の細目(文書382・全部不開示(乙号証なし), 番号10, 通し番号1-10)	本文書は韓国政府作成の文書であり、日本の外交交渉に直接関わるものではない。不開示部分の特殊性あるいは「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく、おそれの主張としては不十分である。日韓交渉と日朝交渉の前提状況の相違、日朝間での試算によらない経済協力方式によるこの基本的合意、40年以上の時の経過を考えれば、公開が北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性がない。返還協議対象の文化財の内容や所在を秘匿することに外交上の正当性はない。
(11)返還請求韓国文化財目録(文書383・全部不開示(乙号証なし), 番号11, 通し番号1-11)	返還協議対象の文化財の内容や所在を秘匿することに外交上の正当性はない。日韓交渉と日朝交渉の前提状況の相違、40年以上の時の経過を考えれば、公開が北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性がない。
(12)伊藤博文蒐集高麗陶磁器目録(文書384・全部不開示(乙号証なし), 番号12, 通し番号1-12)	同上。
(13)河合文庫中官府記録目録(文書385・全部不開示(乙号証なし), 番号13, 通し番号1-13)	同上。
(13-2)日韓国交正常化交渉 (条文作成交渉と日韓条約諸協定の調印)(文書391・乙A第87号証, 番号13-2, 通し番号1-13-2)	不開示部分の特殊性を識別させる主張がなく、おそれの主張としては不十分である。日韓交渉と日朝交渉の前提状況の相違、日朝間での試算によらない経済協力方式によるこの基本的合意、40年以上の時の経過を考えれば、公開が北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性がない。被告は、時間的因素は考慮要素に含めていないと再反論するが、時間の経過が文書の開示のもたらす不利益を減少・消滅させることは、外務省の審査基準も前提とするところである。また被告は、文書を提供した外部法人の正当な利益を害するおそれがある(5条2号)と再反論するが、どのような「正当な利益」が害されるのかすら特定されておらず、なんら「合理的に説明」されていない。
(14)日韓会談首席代表非公式会合記録(第11~15回) (文書453・乙A第184号証, 番号14, 通し番号1-14)	不開示部分の特殊性を識別させる主張がなく、おそれの主張としては不十分である。韓国側公開文書による日韓協議の様子の公表、日韓交渉と日朝交渉の前提状況の相違、日朝間での試算によらない経済協力方式によるこの基本的合意、40年以上の時の経過を考えれば、公開が北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性がない。
(15)日韓会談重要資料集(文書525・乙A第185号証, 同274号証, 番号15, 通し番号1-15)	不開示部分の特殊性あるいは「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく、おそれの主張としては不十分である。不開示部分の特殊性あるいは「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく、おそれの主張としては不十分である。日韓交渉と日朝交渉の前提状況の相違、韓国側公開文書による具体的な数値の公表、日朝間での試算によらない経済協力方式によるこの基本的合意、40年以上の時の経過を考えれば、公開が北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性がない。被告は、韓国によって開示された情報が完全に一致するものではない、開示した当事者がどの国かによって差異を生じると形式的な反論を行うが、開示によって生じるとする「おそれ」が減少または消滅したことは否定できないはずである。

文書	原告の主張概要
(16)日韓会談重要資料集(続)(文書526・乙A第186号証, 番号16, 通し番号1-16)	不開示部分の特殊性あるいは「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく、おそれの主張としては不十分である。日韓交渉と日朝交渉の前提状況の相違、日朝間での試算によらない経済協力方式によるこの基本的合意、40年以上の時の経過を考えれば、公開が北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性がない。
(17)日韓会談問題別経緯(2)(漁業問題)(その3)(文書531・乙A第187号証, 番号17, 通し番号1-17)	同上。
(18)日韓会談問題別経緯(4)(一般請求権問題)(文書533・乙A第188号証, 番号18, 通し番号1-18)	同上。
(19)朝鮮関係船舶の引渡し問題について(文書609・乙A第189号証, 番号19, 通し番号1-19)	同上。
(20)船舶会談の対策打合会(文書615・乙A第190号証, 番号20, 通し番号1-20)	同上。
(21)船舶問題(文書619・乙A第191号証, 番号21, 通し番号1-21)	同上。
(22)韓国によるだ捕漁船の問題について(文書824・乙A第192号証, 番号22, 通し番号1-22)	同上。
(23)日韓漁業問題の解決策について(文書830・乙A第193号証, 番号23, 通し番号1-23)	不開示部分の特殊性あるいは「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく、おそれの主張としては不十分である。日韓交渉と日朝交渉の前提状況の相違、日朝間での試算によらない経済協力方式によるこの基本的合意、40年以上の時の経過を考えれば、公開が北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性がない。被告が指摘するように本件文書は「外交交渉として提案された協定内容」ではないので、それを前提とする原告の主張は撤回する。しかし、被告は、「当時の外務省案として提案された協定内容が明らかになることを不開示の理由としている点で、外交交渉における提案内容は、国民主権のもとで批判や検証を受けるべきであるから、不開示の理由とすることに正当性はない。被告は、韓国によって開示された情報が完全に一致するものではない、開示した当事者がどの国かによって差異を生じると形式的な反論を行うが、開示によって生じるとする「おそれ」が減少または消滅したことは否定できないはずである。
(24)外相会談における日本側発言内容(漁業関係)(第1次案)(文書833・乙A第194号証, 番号24, 通し番号1-24)	不開示部分の特殊性あるいは「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく、おそれの主張としては不十分である。日韓交渉と日朝交渉の前提状況の相違、40年以上の時の経過を考えれば、公開が北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性がない。

文書	原告の主張概要
(25)池田総理、朴正熙議長会談要旨（文書968・乙A第195号証、番号25、通し番号1-25）	日韓首脳間での会談内容であり、韓国側を通じて公となり得る情報で「手の内」とはいえない。不開示部分の特殊性あるいは「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく、おそれの主張としては不十分である。日韓交渉と日朝交渉の前提状況の相違、日朝間での試算によらない経済協力方式による基本的合意、40年以上の時の経過を考えれば、公開が北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性がない。
(26)日韓請求権問題（文書971・乙A第196号証、番号26、通し番号1-26）	不開示部分の特殊性あるいは「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく、おそれの主張としては不十分である。日韓交渉と日朝交渉の前提状況の相違、日朝間での試算によらない経済協力方式による基本的合意、40年以上の時の経過を考えれば、公開が北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性がない。
(27)日韓予備会議開催（文書1037・乙A第93号証、番号27、通し番号1-27）	同上。
(28)日韓国交調整処理方針（文書1043・乙A第197号証、番号28、通し番号1-28）	同上。
(29)日韓関係調整方針（文書1044・乙A第198号証、番号29、通し番号1-29）	同上。
(30)日韓会談再開に関する第1回省内打合会議事録（文書1046・乙B第94号証、番号30、通し番号1-30）	不開示部分の特殊性あるいは「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく、おそれの主張としては不十分である。日韓交渉と日朝交渉の前提状況の相違、日朝間での試算によらない経済協力方式による基本的合意、40年以上の時の経過を考えれば、公開が北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性がない。追加開示部分の内容は漁業協定について韓国側の立場に理解を示す発言であり、被告が不開示理由とする「当時の我が国の請求金額に関する試算等が露見することとなり」といった内容とはまったく無関係であったことが判明した。このことは、真に不開示理由に該当する情報であるかどうかの識別が被告の主張によっては不可能であることを如実に示している。
(31)日韓関係調整に関する関係閣僚了解（文書1047・乙A第199号証、番号31、通し番号1-31）	不開示部分の特殊性あるいは「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく、おそれの主張としては不十分である。日韓交渉と日朝交渉の前提状況の相違、日朝間での試算によらない経済協力方式による基本的合意、40年以上の時の経過を考えれば、公開が北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性がない。
(32)日本国と大韓民国との間の基本的関係を設定する条約要綱（文書1048・乙A第200号証、番号32、通し番号1-32）	同上。
(33)日本国と大韓民国との間の基本的関係を設定する条約（文書1049・乙A第201号証、番号33、通し番号1-33）	同上。

文書	原告の主張概要
(34)日韓交渉処理方針について(関係閣僚了解案)(文書1053・乙A第202号証,番号34,通し番号1-34)	同上。
(34-2)日韓会談無期休会案(文書1054・乙A第96号証,番号34-2,通し番号1-34-2)	2011年8月29日付変更(一部開示)決定と比較すれば、日本政府の内部的な見解に修飾語を加えた出張は、外交交渉における支障を識別させる主張とはならない(原告準備書面(9)3項。不開示部分①③については、そもそも不開示理由1の該当性が主張されていない。不開示部分②については、不開示部分の特殊性を識別させる主張がなく、おそれの主張としては不十分である。日韓交渉と日朝交渉の前提状況の相違、40年以上の時の経過を考えれば、公開が北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性がない。
(35)日韓交渉処理方針(文書1056・乙A第203号証,番号35,通し番号1-35)	不開示部分の特殊性あるいは「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく、おそれの主張としては不十分である。日韓交渉と日朝交渉の前提状況の相違、日朝間での試算によらない経済協力方式によるこの基本的合意、40年以上の時の経過を考えれば、公開が北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性がない。
(36)日韓交渉処理方針(文書1060・乙A第204号証,番号36,通し番号1-36)	同上。
(37)日韓会談双方主張の現状(文書1061・乙A第205号証,番号37,通し番号1-37)	同上。
(38)日韓関係(文書1064・乙A第206号証,番号38,通し番号1-38)	同上。
(39)日韓会談再開に関する提案(文書1066・乙A第207号証,番号39,通し番号1-39)	同上。
(40)李大統領による吉田首相訪韓招請工作説について(文書1069・乙A第208号証,番号40,通し番号1-40)	同上。
(40)対韓関係当面の対処方針(案)(文書1070・乙A第47号証,番号41,通し番号1-41)	同上。
(42)在日韓国人の法的地位及び待遇関係(文書1146・乙A第209号証,番号42,通し番号1-42)	不開示部分の特殊性を識別させる主張がなく、日韓交渉と日朝交渉の前提状況の相違、日韓交渉当時に存在した在日韓国・朝鮮人の法的地位問題はその後の国内法改正によって解消していること、40年以上の時の経過を考えれば、公開が北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性がない。日韓間でその後も協議が行われ、また日朝間で今後協議が行われるという事情のみでは、交渉に支障を及ぼす蓋然性は示されていない。

文書	原告の主張概要
(43)日韓予備交渉(第26～30回会合)(文書1166・乙A第210号証, 番号43, 通し番号1-43)	不開示部分の特殊性あるいは「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく、おそれの主張としては不十分である。日韓交渉と日朝交渉の前提状況の相違、日朝間での試算によらない経済協力方式によるこの基本的合意、40年以上の時の経過を考えれば、公開が北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性がない。
(44)日韓予備交渉(第31～40回会合)(文書1167・乙A第211号証, 番号44, 通し番号1-44)	同上。
(45)日韓予備交渉(第51～60回会合)(文書1171・乙A第99号証, 番号45, 通し番号1-45)	同上。
(46)焼却日銀券(文書1297・乙A第212号証, 番号46, 通し番号1-46)	同上。
(47)請求権についての法律問題(文書1298・乙A第102号証, 番号47, 通し番号1-47)	同上。
(48)在外財産と涉外債務(文書1299・乙A第213号証, 番号48, 通し番号1-48)	同上。
(49)日韓請求権問題に関する分割処理の限界(文書1300・乙A第214号証, 番号49, 通し番号1-49)	同上。
(50)相互放棄の表現方式について(文書1301・乙A第215号証, 番号50, 通し番号1-50)	不開示部分の内容は「相互放棄」の表現方法や対応の検討状況と述べながら、「請求金額の試算等の露見」を述べる不開示理由は対応しない。不開示部分の特殊性あるいは「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく、おそれの主張としては不十分である。日韓交渉と日朝交渉の前提状況の相違、日朝間での試算によらない経済協力方式によるこの基本的合意、40年以上の時の経過を考えれば、公開が北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性がない。
(51)日韓請求権問題の種々相(文書1304・乙A第216号証, 番号51, 通し番号1-51)	不開示部分の特殊性あるいは「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく、おそれの主張としては不十分である。日韓交渉と日朝交渉の前提状況の相違、日朝間での試算によらない経済協力方式によるこの基本的合意、40年以上の時の経過を考えれば、公開が北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性がない。
(52)韓国のステータスと我が国の立場(文書1305・乙A第217号証, 番号52, 通し番号1-52)	同上。

文書	原告の主張概要
(53)日韓間請求権特別取極の諸様式について(文書1306・乙A第104号証, 番号53, 通し番号1-53)	不開示部分の内容は「相互放棄」の検討結果やそれに伴い生じる問題の検討状況と述べながら、「請求金額の試算等の露見」を述べる不開示理由は対応しない。不開示部分の特殊性あるいは「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく、おそれの主張としては不十分である。日韓交渉と日朝交渉の前提状況の相違、日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意、40年以上の時の経過を考えれば、公開が北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性がない。
(54)サン・フランシスコ条約に用いられた「財産」及び「請求権」の用語の意味(文書1307, 全部不開示(乙号証なし), 番号54, 通し番号1-54)	不開示部分の内容は「サン・フランシスコ条約の用語理解、解釈」の検討状況と述べながら、「請求金額の試算等の露見」を述べる不開示理由は対応しない。不開示部分の特殊性あるいは「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく、おそれの主張としては不十分である。日韓交渉と日朝交渉の前提状況の相違、日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意、40年以上の時の経過を考えれば、公開が北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性がない。
(55)日韓請求権の計数的比較(文書1308・乙A第218号証, 番号55, 通し番号1-55)	不開示部分の特殊性あるいは「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく、おそれの主張としては不十分である。日韓交渉と日朝交渉の前提状況の相違、日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意、40年以上の時の経過を考えれば、公開が北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性がない。
(56)韓国内地金銀返還要求(文書1309・乙A第219号証, 番号56, 通し番号1-56)	同上。
(57)韓国の対日請求権の内容(文書1310・乙A第220号証, 番号57, 通し番号1-57)	同上。
(58)日韓会談説明用資料(文書1340・乙A第48号証, 番号58, 通し番号1-58)	同上。
(59)小坂大臣, 金裕沢院長会談記録(文書360・乙A第20号証, 番号59, 通し番号1-59)	不開示部分は、すでに韓国政府に対して明らかにされた日本政府の見解である。不開示部分の特殊性あるいは「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく、おそれの主張としては不十分である。日韓交渉と日朝交渉の前提状況の相違、日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意、40年以上の時の経過を考えれば、公開が北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性がない。
(60)宮内庁書陵部所蔵の書籍(文書386・乙A第107号証, 番号60, 通し番号1-60)	返還協議対象の文化財の内容や所在を秘匿することに外交上の正当性はない。日韓交渉と日朝交渉の前提状況の相違、40年以上の時の経過を考えれば、公開が北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性がない。
(61)宮内庁書陵部所蔵目録(文書387, 全部不開示(乙号証なし)番号61, 通し番号1-61)	返還協議対象の文化財の内容や所在を秘匿することに外交上の正当性はない。日韓交渉と日朝交渉の前提状況の相違、40年以上の時の経過を考えれば、公開が北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性がない。
(62)郵便文化財の回収問題(文書390・乙A第221号証, 番号62, 通し番号1-62)	返還協議対象の文化財の内容や所在を秘匿することに外交上の正当性はない。日韓交渉と日朝交渉の前提状況の相違、40年以上の時の経過を考えれば、公開が北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性がない。

文書	原告の主張概要
(63)文化財会合記録(引渡し品目)(文書458・乙A第222号証, 番号63, 通し番号1-63)	返還協議対象の文化財の内容や所在を秘匿することに外交上の正当性はない。日韓交渉と日朝交渉の前提状況の相違、40年以上の時の経過を考えれば、公開が北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性がない。
(64)日韓会談の概要(文書477・乙A第223号証, 番号64, 通し番号1-64)	不開示部分は、韓国政府に対してなされた提案であり、外交交渉における提案内容は、国民主権のもとで批判や検証を受けるべきである。不開示部分の特殊性あるいは「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく、おそれの主張としては不十分である。日韓交渉と日朝交渉の前提状況の相違、日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意、40年以上の時の経過を考えれば、公開が北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性がない。
(65)第二次日韓会談概要(文書479・乙A第224号証, 同270号証, 番号65, 通し番号1-65)	不開示部分の内容は日本政府の提案等とを含むが、外交交渉における提案内容は、国民主権のもとで批判や検証を受けるべきである。不開示部分の特殊性あるいは「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく、おそれの主張としては不十分である。日韓交渉と日朝交渉の前提状況の相違、日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意、40年以上の時の経過を考えれば、公開が北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性がない。
(66)日韓会談の経緯(文書481・乙A第225号証, 同271号証, 番号66, 通し番号1-66)	不開示部分の特殊性あるいは「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく、おそれの主張としては不十分である。日韓交渉と日朝交渉の前提状況の相違、日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意、40年以上の時の経過を考えれば、公開が北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性がない。
(67)日韓会談の経緯(その二)(文書482・乙A第226号証, 番号67, 通し番号1-67)	不開示部分は、韓国政府に対してなされた提案であり、外交交渉における提案内容は、国民主権のもとで批判や検証を受けるべきである。不開示部分の特殊性あるいは「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく、おそれの主張としては不十分である。日韓交渉と日朝交渉の前提状況の相違、日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意、40年以上の時の経過を考えれば、公開が北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性がない。
(68)日韓会談の経緯(その三)(文書484・乙A第35号証, 番号68, 通し番号1-68)	不開示部分は、米国に対してなされた提案の説明でを含むが、外交交渉における提案内容は、国民主権のもとで批判や検証を受けるべきである。不開示部分の特殊性あるいは「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく、おそれの主張としては不十分である。日韓交渉と日朝交渉の前提状況の相違、日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意、40年以上の時の経過を考えれば、公開が北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性がない。
(69)日韓国交正常化交渉の記録 総説七(文書506・乙A第108号証, 番号69, 通し番号1-69)	不開示部分①③は、韓国政府に対してなされた提案であり、外交交渉における提案内容は、国民主権のもとで批判や検証を受けるべきである。不開示部分の特殊性あるいは「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく、おそれの主張としては不十分である。日韓交渉と日朝交渉の前提状況の相違、日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意、40年以上の時の経過を考えれば、公開が北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性がない。
(70)自民党8議員及び伊関局長の訪韓関係会談記録(文書517・乙A第227号証, 番号70, 通し番号1-70)	不開示部分①は、韓国政府に対してなされた提案であり、外交交渉における提案内容は、国民主権のもとで批判や検証を受けるべきである。不開示部分の特殊性あるいは「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく、おそれの主張としては不十分である。日韓交渉と日朝交渉の前提状況の相違、日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意、40年以上の時の経過を考えれば、公開が北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性がない。

文書	原告の主張概要
(71)第一回請求権分科会に関する打合せ会次第(文書539・乙A第228号証, 番号71, 通し番号1-71)	不開示部分の特殊性あるいは「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく、おそれの主張としては不十分である。日韓交渉と日朝交渉の前提状況の相違、日朝間での試算によらない経済協力方式によるこの基本的合意、40年以上の時の経過を考えれば、公開が北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性がない。
(72)請求権問題交渉の中間段階における対処要領(文書542・乙A第229号証, 番号72, 通し番号1-72)	同上。
(73)朝鮮人教育の概要(文書565・乙A第230号証, 番号73, 通し番号1-73)	不開示部分の特殊性を識別させる主張がなく、日韓交渉と日朝交渉の前提状況の相違、日韓交渉当時に存在した民族学校卒業生の大学入学資格等の問題はその後の告示改正によって解消していること、40年以上の時の経過を考えれば、公開が北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性がない。日韓間でその後も協議が行われ、また日朝間で今後協議が行われるという事情のみでは、交渉に支障を及ぼす蓋然性は示されていない。
(74)韓国文化財の提供について(文書567・乙A第231号証, 番号74, 通し番号1-74)	返還協議対象の文化財の内容や所在を秘匿することに外交上の正当性はない。日韓交渉と日朝交渉の前提状況の相違、40年以上の時の経過を考えれば、公開が北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性がない。
(75)韓国文化財に関する件(文書570・乙A第232号証, 番号75, 通し番号1-75)	不開示部分の内容は検討内容・経過と述べながら、文化財の具体的なリストを述べる不開示理由は対応しない。返還協議対象の文化財の内容や所在を秘匿することに外交上の正当性はない。不開示部分の特殊性を識別させる主張がなく、おそれの主張としては不十分である。日韓交渉と日朝交渉の前提状況の相違、40年以上の時の経過を考えれば、公開が北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性がない。
(76)韓国文化財の引渡し(文書572・乙A第233号証, 番号76, 通し番号1-76)	不開示部分の特殊性を識別させる主張がなく、おそれの主張としては不十分である。日韓交渉と日朝交渉の前提状況の相違、40年以上の時の経過を考えれば、公開が北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性がない。
(77)韓国文化財問題に関する第1回省内打合会(文書573・乙A第234号証, 番号77, 通し番号1-77)	同上。
(78)日韓会談文化財小委員会(文書576・乙A第235号証, 番号78, 通し番号1-78)	同上。
(79)日韓会談文化財問題に関する省内打合会(文書578・乙A第236号証, 番号79, 通し番号1-79)	同上。
(80)文化財保護委員会本間氏との会見報告(文書583・乙A第237号証, 番号80, 通し番号1-80)	返還協議対象の文化財の内容や所在を秘匿することに外交上の正当性はない。日韓交渉と日朝交渉の前提状況の相違、40年以上の時の経過を考えれば、公開が北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性がない。

文書	原告の主張概要
(81)韓国関係文化財調査に関する打合(文書584・乙A第238号証, 番号81, 通し番号1-81)	同上。
(82)成竇堂文庫について(文書586・乙A第239号証, 番号82, 通し番号1-82)	同上。
(83)東洋文庫の所蔵の韓国書籍について(文書587・乙A第240号証, 番号83, 通し番号1-83)	同上。
(84)東京国立博物館所蔵韓国所出品(文書588・乙A第241号証, 番号84, 通し番号1-84)	同上。
(85)韓国関係重要文化財一覧(文書589, 全部不開示(乙号証なし), 番号85, 通し番号1-85)	同上。
(86)韓国文化財の現状等に関する調書(文書591・乙A第242号証, 番号86, 通し番号1-86)	同上。
(87)東洋文庫田川博士との懇談記録(文書592・乙A第243号証, 番号87, 通し番号1-87)	同上。
(88)文化財及び文化協力に関する日本国と大韓民国との間の協定付属書説明(文書595・乙A第244号証, 番号88, 通し番号1-88)	同上。
(89)文化財及び文化協力に関する日本国と大韓民国との間の協定付属書説明補足資料(文書596・乙A第245号証, 番号89, 通し番号1-89)	同上。
(90)韓国へ船舶返還(文書604・乙A第246号証, 番号90, 通し番号1-90)	日韓交渉と日朝交渉の前提状況の相違、日朝間での試算によらない経済協力方式によるこの基本的合意、40年以上の時の経過を考えれば、公開が北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性がない。

文書	原告の主張概要
(91)日韓予備交渉第1～10回会合記録（文書650・乙A第247号証、番号91、通し番号1－91）	不開示部分は、韓国政府に対してなされた提案を含み、外交交渉における提案内容は、国民主権のもとで批判や検証を受けるべきである。不開示部分の特殊性あるいは「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく、おそれの主張としては不十分である。日韓交渉と日朝交渉の前提状況の相違、日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意、40年以上の時の経過を考えれば、公開が北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性がない。
(92)日韓予備交渉第21回～25回会合記録（文書652・乙A第51号証、番号92、通し番号1－92）	不開示部分は、韓国政府に対してなされた提案であり、外交交渉における提案内容は、国民主権のもとで批判や検証を受けるべきである。不開示部分の特殊性あるいは「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく、おそれの主張としては不十分である。日韓交渉と日朝交渉の前提状況の相違、日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意、40年以上の時の経過を考えれば、公開が北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性がない。
(93)財産請求権問題処理要領（文書660・乙A第248号証、番号93、通し番号1－93）	不開示部分は、韓国政府に対してなされた提案を含み、外交交渉における提案内容は、国民主権のもとで批判や検証を受けるべきである。不開示部分の特殊性あるいは「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく、おそれの主張としては不十分である。日韓交渉と日朝交渉の前提状況の相違、日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意、40年以上の時の経過を考えれば、公開が北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性がない。
(94)大野次官、金裕沢大使との会談（文書687・乙A第249号証、同272号証、番号94、通し番号1－94）	同上。
(95)倭島局長・ヤング課長会談要旨（文書690・乙A第52号証、番号95、通し番号1－95）	不開示部分は、韓国政府に対してなされた提案であり、外交交渉における提案内容は、国民主権のもとで批判や検証を受けるべきである。不開示部分の特殊性あるいは「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく、おそれの主張としては不十分である。日韓交渉と日朝交渉の前提状況の相違、日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意、40年以上の時の経過を考えれば、公開が北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性がない。
(96)日韓交渉報告（請求権関係部会）（文書693・乙A第250号証、同273号証、番号96、通し番号1－96）	不開示部分は、韓国政府に対してなされた提案を含み、外交交渉における提案内容は、国民主権のもとで批判や検証を受けるべきである。不開示部分の特殊性あるいは「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく、おそれの主張としては不十分である。日韓交渉と日朝交渉の前提状況の相違、日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意、40年以上の時の経過を考えれば、公開が北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性がない。
(97)日韓政治折衝に臨む日本側の基本方針（文書718・乙A第110号証、番号97、通し番号1－97）	不開示部分の特殊性あるいは「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく、おそれの主張としては不十分である。日韓交渉と日朝交渉の前提状況の相違、日韓交渉当時に存在した在日韓国・朝鮮人の法的地位問題はその後の国内法改正によって解消していること、日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意、40年以上の時の経過を考えれば、公開が北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性がない。
(98)日韓政治折衝第2回会談記録（文書720・乙A第54号証、番号98、通し番号1－98）	不開示理由3(15)に移動したので、後に主張する。

文書	原告の主張概要
(99)日韓政治折衝第3回会談記録（文書721・乙A第251号証、番号99、通し番号1-99）	不開示部分は、韓国政府に対してなされた提案であり、外交交渉における提案内容は、国民主権のもとで批判や検証を受けるべきである。不開示部分の特殊性あるいは「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく、おそれの主張としては不十分である。日韓交渉と日朝交渉の前提状況の相違、日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意、40年以上の時の経過を考えれば、公開が北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性がない。
(100)日韓外相会談第1回会合記録（文書729・乙A第252号証、番号100、通し番号1-100）	不開示部分の内容は韓国政府に対してなされた発言であり、韓国側公開文書によって明らかとなる内容である。不開示部分の特殊性あるいは「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく、おそれの主張としては不十分である。日韓交渉と日朝交渉の前提状況の相違、日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意、40年以上の時の経過を考えれば、公開が北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性がない。
(101)寺内文庫現状（文書1116・乙A第111号証、番号101、通し番号1-101）	返還協議対象の文化財の内容や所在を秘匿することに外交上の正当性はない。日韓交渉と日朝交渉の前提状況の相違、40年以上の時の経過を考えれば、公開が北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性がない。
(102)文化財等に関する協定要領（文書1117・乙A第253号証、番号102、通し番号1-102）	不開示部分の特殊性を識別させる主張がなく、おそれの主張としては不十分である。日韓交渉と日朝交渉の前提状況の相違、40年以上の時の経過を考えれば、公開が北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性がない。
(103)韓国美術品の寄贈（文書1118・乙A第254号証、番号103、通し番号1-103）	返還協議対象の文化財の内容や所在を秘匿することに外交上の正当性はない。日韓交渉と日朝交渉の前提状況の相違、40年以上の時の経過を考えれば、公開が北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性がない。
(104)マイクロフィルム寄贈品目の決定（文書1119・乙A第255号証、番号104、通し番号1-104）	同上。
(105)日韓文化財引渡し打合わせ会（文書1120・乙A第112号証、番号105、通し番号1-105）	不開示部分の特殊性を識別させる主張がなく、おそれの主張としては不十分である。日韓交渉と日朝交渉の前提状況の相違、40年以上の時の経過を考えれば、公開が北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性がない。保険契約の保険料等の算定金額の開示が、どのような支障をもたらすのかが不明なままである。
(106)韓国へのマイクロフィルムの寄贈（文書1121・乙A第256号証、番号106、通し番号1-106）	返還協議対象の文化財の内容や所在を秘匿することに外交上の正当性はない。日韓交渉と日朝交渉の前提状況の相違、40年以上の時の経過を考えれば、公開が北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性がない。
(107)日韓国交正常化交渉の記録(再開第6次会議)（文書1126・乙B第113号証、番号107、通し番号1-107）	不開示理由2(34)に移動したので、後に主張する。

文書	原告の主張概要
(108)日韓国交正常化交渉の記録(第7次会談の開始と基本関係条約案イニシャル)(文書1127・乙B第56号証,番号108, 通し番号1-108)	不開示理由2(35)に移動したので、後に主張する。
(109)日韓国交正常化交渉の記録(請求権・法的地位・漁業問題合意事項イニシャル)(文書1128・乙A第37号証, 番号109, 通し番号1-109)	不開示部分の特殊性あるいは「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく、おそれの主張としては不十分である。日韓交渉と日朝交渉の前提状況の相違、日朝間での試算によらない経済協力方式によるこの基本的合意、40年以上の時の経過を考えれば、公開が北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性がない。
(110)朝鮮郵船所属船舶の韓国引渡(文書1135・乙A第257号証, 番号110, 通し番号1-110)	同上。
(111)日韓予備交渉文化財関係会合(第1~6回)(文書1165・乙A第258号証, 番号111, 通し番号1-111)	返還協議対象の文化財の内容や所在を秘匿することに外交上の正当性はない。日韓交渉と日朝交渉の前提状況の相違、40年以上の時の経過を考えれば、公開が北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性がない。
(112)第6次日韓全面会談の一般請求権小委員会(第7回)(文書1217・乙A第259号証, 番号112, 通し番号1-112)	不開示部分の特殊性あるいは「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく、おそれの主張としては不十分である。日韓交渉と日朝交渉の前提状況の相違、韓国側公開文書による日韓協議の様子の公表、日朝間での試算によらない経済協力方式によるこの基本的合意、40年以上の時の経過を考えれば、公開が北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性がない。不開示部分は、韓国政府に対してなされた提案を含むが、外交交渉における提案内容は、国民主権のもとで批判や検証を受けるべきである。
(113)第6次日韓全面会談の一般請求権小委員会(第8回)(文書1218・乙A第260号証, 番号113, 通し番号1-113)	同上。
(114)第6次日韓全面会談の一般請求権小委員会(第10回)(文書1220・乙A第261号証, 番号114, 通し番号1-114)	同上。
(115)第6次日韓全面会談の一般請求権問題非公式会談(文書1222・乙A第262号証, 番号115, 通し番号1-115)	同上。

文書	原告の主張概要
(116)一般請求権小委員会臨時小委員会会合(第1~4回)(文書1223・乙A第263号証, 番号116, 通し番号1-116)	同上。
(117)一般請求権徴用者関係等専門委員会会合(第1~4回)(文書1224・乙A第264号証, 番号117, 通し番号1-117)	同上。
(118)国会のおける在外財産補償に関する政府答弁等(文書1234・乙A第265号証, 番号118, 通し番号1-118)	国会答弁を予定して作成された資料であり、国民主権のもとで批判や検証を受けるべきである。不開示部分の特殊性あるいは「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく、おそれの主張としては不十分である。日韓交渉と日朝交渉の前提状況の相違、日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意、40年以上の時の経過を考えれば、公開が北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性がない。
(119)日韓関係の打開について(文書1248・乙A第57号証, 番号119, 通し番号1-119)	不開示部分の特殊性あるいは「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく、おそれの主張としては不十分である。日韓交渉と日朝交渉の前提状況の相違、日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意、40年以上の時の経過を考えれば、公開が北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性がない。
(120)日韓関係の調整(文書1257・乙A第118号証, 番号120, 通し番号1-120)	同上。
(121)在韓日本財産の放棄と久保田発言の撤回について-日韓会談再開の二条件の問題点-(文書1259・乙A第266号証, 番号121, 通し番号1-121)	同上。
(122)日韓関係その後の状況(文書1260・乙A第267号証, 番号122, 通し番号1-122)	同上。
(123)日韓全面会談の開催とその決裂(文書1261・乙A第119号証, 番号123, 通し番号1-123)	同上。

文書	原告の主張概要
(124)日韓会談議題の問題点 (文書1287・乙A第58号証, 番号124, 通し番号1-124)	不開示部分の特殊性あるいは「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく、おそれの主張としては不十分である。日韓交渉と日朝交渉の前提状況の相違、日韓交渉 당시에 존재한 在일한국·조선인의 법적 지위 문제는その後의 국내법 개정으로 해消하고자 하는 경우, 日朝間での試算によらない 경제협력 방식으로 하는 기본적 합의, 40년 이상의 경과를 고려해보면, 공개가 북조선과의 협상을 영향을 미칠 수 있는 상황이 아니라는 주장이다. 다만 日朝間에서今後 협약이 체결될 수 있는 상황이라면, 협상을 지원하는 장애로 작용할 수 있는 특성이 제시되고 있지 않다.
(125)日韓間抑留者相互釈放問題 (文書1296・乙B第122号証, 番号125, 通し番号1-125)	不開示部分の特殊性あるいは「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく、おそれの主張としては不十分である。日韓交渉と日朝交渉の前提状況の相違、日朝간での 계산에 의한 경제 협력 방식으로 하는 기본적 합의, 40년 이상의 경과를 고려해보면, 공개가 북조선과의 협상을 영향을 미칠 수 있는 상황이 아니라는 주장이다.被告은 불공개 이유 2에 의한 불공개 부분을 추가로 공개하되,被告은被告의 설명에 의해 왜 이 추가로 공개되는 부분(외교 자세의 내용)이 불공개 이유 2에 해당한다고 여겼는지와 관련성이 있는 질문을 제기하는 내용이다. 불공개 이유 1에 의한 불공개와 관련된 부분에 대해서도, 같은 관련성이 있는지 여부에 대한 확장된 질문을 제기하고 있다.
(126)韓国側の対日請求内容についての作業日程(案) (文書1313・乙A第268号証, 番号126, 通し番号1-126)	不開示部分の特殊性あるいは「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく、おそれの主張としては不十分である。日韓交渉と日朝交渉の前提状況の相違、日朝간での 계산에 의한 경제 협력 방식으로 하는 기본적 합의, 40년 이상의 경과를 고려해보면, 공개가 북조선과의 협상을 영향을 미칠 수 있는 상황이 아니라는 주장이다。
(127)基本方針および協定案の審議 (文書1314・乙A第275号証, 番号127, 通し番号1-127)	同上。
(128)日韓国交正常化交渉の記録 総説十二(文書1316・乙A第123号証, 番号128, 通し番号1-128)	不開示部分の特殊性あるいは「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく、おそれの主張としては不十分である。日韓交渉と日朝交渉の前提状況の相違、韓国側 공개 문서에 의한 日韓 협의의 양상의 공표, 日朝간での 계산에 의한 경제 협력 방식으로 하는 기본적 합의, 40년 이상의 경과를 고려해보면, 공개가 북조선과의 협상을 영향을 미칠 수 있는 상황이 아니라는 주장이다。
(129)韓国請求権検討参考資料 (文書1348・乙A第276号証, 番号129, 通し番号1-129)	不開示部分の特殊性あるいは「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく、おそれの主張としては不十分である。日韓交渉と日朝交渉の前提状況の相違、日朝간での 계산에 의한 경제 협력 방식으로 하는 기본적 합의, 40년 이상의 경과를 고려해보면, 공개가 북조선과의 협상을 영향을 미칠 수 있는 상황이 아니라는 주장이다。
(130)請求権に関する一般的問題点 (文書1349・乙A第24号証, 番号130, 通し番号1-130)	同上。
(131)請求権問題に関する大蔵省との打合会 (文書1350・乙A第277号証, 番号131, 通し番号1-131)	同上。

文書	原告の主張概要
(132)請求権問題点討議用試案(文書1355, 全部不開示(乙号証なし), 番号132, 通し番号1-132)	同上。
(133)日韓請求権問題(文書1356・乙A第278号証, 番号133, 通し番号1-133)	同上。
(134)第5次日韓会談(文書1358・乙A第279号証, 番号134, 通し番号1-134)	不開示部分の特殊性あるいは「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく、おそれの主張としては不十分である。日韓交渉と日朝交渉の前提状況の相違、韓国側公開文書による日韓協議の様子の公表、日朝間での試算によらない経済協力方式によるこの基本的合意、40年以上の時の経過を考えれば、公開が北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性がない。
(135)日韓請求権問題に関する外務省・大蔵省打合せ会(文書1359・乙A第280号証, 番号135, 通し番号1-135)	不開示部分の特殊性あるいは「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく、おそれの主張としては不十分である。日韓交渉と日朝交渉の前提状況の相違、日朝間での試算によらない経済協力方式によるこの基本的合意、40年以上の時の経過を考えれば、公開が北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性がない。
(136)日韓請求権解決方策について(文書1360・乙A第281号証, 番号136, 通し番号1-136)	同上。
(137)日韓請求権問題試案(文書1361・乙A第282号証, 番号137, 通し番号1-137)	同上。
(138)韓国の対日請求権について(文書1363・乙A第283号証, 番号138, 通し番号1-138)	同上。
(140)日韓請求権問題解決要綱(文書1366・乙A第285号証, 番号140, 通し番号1-140)	同上。
(141)韓国の対日請求権について(文書1367・乙A第286号証, 番号141, 通し番号1-141)	同上。
(142)外交政策企画委員会記録(文書1368・乙A第287号証, 番号142, 通し番号1-142)	同上。

文書	原告の主張概要
(143)一般請求権小委員会の今後の討議の進め方について(文書1370・乙A第288号証, 番号143, 通し番号1-143)	同上。
(144)対韓経済協力について(文書1371・乙B第289号証, 番号144, 通し番号1-144)	不開示部分の特殊性あるいは「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく、おそれの主張としては不十分である。日韓交渉と日朝交渉の前提状況の相違、日朝間での試算によらない経済協力方式によるこの基本的合意、40年以上の時の経過を考えれば、公開が北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性がない。追加開示部分の内容は借款の供与実施機関名(日本輸出入銀行と海外経済協力基金)であり、外交交渉の「手の内」とはほとんど無関係な情報であったことが判明した。このことは、真に不開示理由に該当する情報であるかどうかの識別が被告の主張によっては不可能であることを如実に示している。
(145)韓国側請求金額と日本側主張(文書1373・乙A第290号証, 番号145, 通し番号1-145)	不開示部分の特殊性あるいは「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく、おそれの主張としては不十分である。日韓交渉と日朝交渉の前提状況の相違、日朝間での試算によらない経済協力方式によるこの基本的合意、40年以上の時の経過を考えれば、公開が北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性がない。
(146)協定最終案(文書1397・乙A第291号証, 番号146, 通し番号1-146)	同上。
(147)第5次日韓会談に対する日本側基本方針決定のための各省打合せ会議(文書1408・乙A第127号証, 番号147, 通し番号1-147)	同上。
(148)日韓交渉における日本政府の立場に関する法律上の問題点(文書1410・乙A第292号証, 番号148, 通し番号1-148)	同上。
(149)韓会談日本側代表団の打合せ会議(文書1411・乙A第293号証, 番号149, 通し番号1-149)	同上。
(149-2)第6次日韓会談再開に関する日本側打合せ(文書1418・乙A第59号証, 番号149-2, 通し番号1-149-2)	被告は不開示理由を従前の3から1に変更して、原告の従前の批判は理由がないとする。しかし、不開示理由1であれば、原告は以下のとおり主張する。不開示部分の特殊性あるいは「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく、おそれの主張としては不十分である。日韓交渉と日朝交渉の前提状況の相違、日朝間での試算によらない経済協力方式によるこの基本的合意、40年以上の時の経過を考えれば、公開が北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性がない。被告は、時間的因素は考慮要素に含めていないと再反論するが、時間の経過が文書の開示のもたらす不利益を減少・消滅させることは、外務省の審査基準も前提とするところである。

文書	原告の主張概要
(150)アジア局重要懸案処理月報(36年)(文書1426・乙A第294号証, 番号150, 通し番号1-150)	不開示部分の特殊性あるいは「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく、おそれの主張としては不十分である。日韓交渉と日朝交渉の前提状況の相違、日朝間での試算によらない経済協力方式によるこの基本的合意、40年以上の時の経過を考えれば、公開が北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性がない。
(151)アジア局重要懸案処理月報(37年韓国関係抜粋)(文書1427・乙A第295号証, 番号151, 通し番号1-151)	同上。
(152)金公使内話(文書1431・乙A第296号証, 番号152, 通し番号1-152)	不開示部分の特殊性あるいは「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく、おそれの主張としては不十分である。日韓交渉と日朝交渉の前提状況の相違、韓国側公開文書による日韓協議の様子の公表、日朝間での試算によらない経済協力方式によるこの基本的合意、40年以上の時の経過を考えれば、公開が北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性がない。
(153)日韓漁業協定の問題点(文書1493・乙A第297号証, 番号153, 通し番号1-153)	不開示部分の特殊性あるいは「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく、おそれの主張としては不十分である。日韓交渉と日朝交渉の前提状況の相違、40年以上の時の経過を考えれば、公開が北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性がない。
(154)日韓会談における五議題(文書1518・乙A第298号証, 番号154, 通し番号1-154)	不開示部分の特殊性あるいは「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく、おそれの主張としては不十分である。日韓交渉と日朝交渉の前提状況の相違、日朝間での試算によらない経済協力方式によるこの基本的合意、40年以上の時の経過を考えれば、公開が北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性がない。
(155)日韓交渉に関する関係各省次官会議議事要旨(文書1519・乙A第299号証, 番号155, 通し番号1-155)	同上。
(156)日韓交渉(次官会議説明)(文書1531・乙A第300号証, 番号156, 通し番号1-156)	同上。
(157)日韓会談交渉方針(文書1538・乙A第301号証, 番号157, 通し番号1-157)	同上。
(158)在日韓人の待遇問題関係資料(昭和34年11~12月)(文書1556・乙A第136号証, 番号158, 通し番号1-158)	同上。

文書	原告の主張概要
(159)JAPAN'S FOREIGN OBLIGATIONS(文書1557・乙A第302号証, 番号159, 通し番号1-159)	同上。
(160)円系通貨並びに在外日銀券に対する我方の責任について(文書1558・乙A第303号証, 番号160, 通し番号1-160)	同上。
(161)朝鮮における債務の処理について(文書1559・乙A第304号証, 番号161, 通し番号1-161)	同上。
(162)講和資料 割譲地域にある譲渡国の財産, 権利, 利益の取扱について(文書1560・乙A第305号証, 番号162, 通し番号1-162)	同上。
(163)平和条約第四条について(文書1562・乙A第306号証, 番号163, 通し番号1-163)	同上。
(164)請求権問題を全鮮について採上げる場合の問題について(文書1566, 全部不開示(乙号証なし), 番号164, 通し番号1-164)	同上。
(165)平和条約第4条(文書1567・乙A第307号証, 番号165, 通し番号1-165)	同上。
(166)朝鮮動乱に対する韓国の国家責任の有無について(文書1568・乙A第308号証, 番号166, 通し番号1-166)	同上。
(167)日本銀行の対韓国債権債務一覧(文書1569・乙A第309号証, 番号167, 通し番号1-167)	同上。

文書	原告の主張概要
(168)日本側対韓請求権(文書1571, 全部不開示(乙号証なし), 番号168, 通し番号1-168)	同上。
(169)韓国側対日賠償要求について(文書1572・乙A第310号証, 番号169, 通し番号1-169)	同上。
(170)財産請求権問題(昭和32年3~7月)(文書1594・乙A第311号証, 番号170, 通し番号1-170)	不開示部分の特殊性あるいは「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく、おそれの主張としては不十分である。日韓交渉と日朝交渉の前提状況の相違、韓国側公開文書による具体的数値の公表、日朝間での試算によらない経済協力方式によるこの基本的合意、40年以上の時の経過を考えれば、公開が北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性がない。被告は、韓国によって開示された情報が完全に一致するものではない、開示した当事者がどの国かによって差異を生じると形式的な反論を行うが、開示によって生じるとする「おそれ」が減少または消滅したことは否定できないはずである。
(171)韓国に対する債務(文書1595・乙A第327号証, 番号171, 通し番号1-171)	不開示部分の特殊性あるいは「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく、おそれの主張としては不十分である。日韓交渉と日朝交渉の前提状況の相違、日朝間での試算によらない経済協力方式によるこの基本的合意、40年以上の時の経過を考えれば、公開が北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性がない。
(172)韓国側対日請求権(昭和32年12月)(文書1597・乙A第312号証, 同328号証, 番号172, 通し番号1-172)	同上。
(173)請求権問題の問題点(昭和33年3月)(文書1598・乙A第313号証, 番号173, 通し番号1-173)	同上。
(174)検討を要する問題点(昭和33年11月)(文書1599・乙A第314号証, 同329号証, 番号174, 通し番号1-174)	同上。
(175)請求権の経緯及び解決方針(昭和34年1~4月)(文書1600・乙A第138号証, 番号175, 通し番号1-175)	同上。
(176)請求権問題を処理する場合の問題点(昭和35年10月)(文書1602・乙A第315号証, 番号176, 通し番号1-176)	同上。

文書	原告の主張概要
(177)日韓漁業協力に関する日本側の基本的態度（文書1605・乙A第316号証、番号177、通し番号1-177）	不開示部分の特殊性あるいは「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく、おそれの主張としては不十分である。日韓交渉と日朝交渉の前提状況の相違、40年以上の時の経過を考えれば、公開が北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性がない。
(178)日韓問題に関する各種会談（文書1618・乙B第143号証、番号178、通し番号1-178）	不開示部分の特殊性あるいは「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく、おそれの主張としては不十分である。日韓交渉と日朝交渉の前提状況の相違、日朝間での試算によらない経済協力方式によるこの基本的合意、40年以上の時の経過を考えれば、公開が北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性がない。被告は不開示理由2による不開示部分を追加開示としてが、従来の被告の説明によってはなぜこの追加開示部分（韓国政府高官の人物評）が不開示理由2に該当すると考えたのか関連性に疑問を生じさせる内容である。不開示理由1により引き続き不開示とされている部分についても、同様に関連性の有無についての疑問を増幅させている。
(179)補償金問題に関する日米間話し合いの経緯（文書1619・乙A第317号証、番号179、通し番号1-179）	朝鮮半島への帰還者支援の問題は、もはや日朝間においても解決済みで存在しない。不開示部分の特殊性あるいは「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく、おそれの主張としては不十分である。日韓交渉と日朝交渉の前提状況の相違、日朝間での試算によらない経済協力方式によるこの基本的合意、40年以上の時の経過を考えれば、公開が北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性がない。
(180)平和條約に基き発生する日鮮間の交渉案件（昭和26年10月）（文書1624・乙A第144号証、番号180、通し番号1-180）	不開示部分の特殊性あるいは「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく、おそれの主張としては不十分である。日韓交渉と日朝交渉の前提状況の相違、日朝間での試算によらない経済協力方式によるこの基本的合意、40年以上の時の経過を考えれば、公開が北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性がない。
(181)日韓交渉に関する資料（昭和26年10月）（文書1626・乙A第318号証、番号181、通し番号1-181）	在日朝鮮人の国籍問題は、もはや日朝間においても解決済みで存在しない。不開示部分の特殊性あるいは「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく、おそれの主張としては不十分である。日韓交渉と日朝交渉の前提状況の相違、日朝間での試算によらない経済協力方式によるこの基本的合意、40年以上の時の経過を考えれば、公開が北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性がない。
(182)日韓両国間の基本関係調整に関する方針（昭和26年10月）（文書1627・乙B第145号証、番号182、通し番号1-182）	不開示部分の特殊性あるいは「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく、おそれの主張としては不十分である。日韓交渉と日朝交渉の前提状況の相違、日朝間での試算によらない経済協力方式によるこの基本的合意、40年以上の時の経過を考えれば、公開が北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性がない。追加開示部分の内容は韓国の復興再建や文化財返還に協力することであり、外交交渉の「手の内」とはほとんど無関係な情報であったことが判明した。このことは、真に不開示理由に該当する情報であるかどうかの識別が被告の主張によっては不可能であることを如実に示している。また、被告は不開示理由2による不開示部分を追加開示としてが、従来の被告の説明によつてはなぜこの追加開示部分（韓国政府高官の人物評）が不開示理由2に該当すると考えたのか関連性に疑問を生じさせる内容である。不開示理由1により引き続き不開示とされている部分についても、同様に関連性の有無についての疑問を増幅させている。

文書	原告の主張概要
(183)在留朝鮮人の法的地位以外の諸懸案に関するアヂエンダ作成に関する接衝要領案(昭和26年11月)(文書1628・乙A第319号証, 番号183, 通し番号1-183)	不開示部分の特殊性あるいは「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく、おそれの主張としては不十分である。日韓交渉と日朝交渉の前提状況の相違、日朝間での試算によらない経済協力方式によるこの基本的合意、40年以上の時の経過を考えれば、公開が北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性がない。
(184)日韓基本関係調整交渉について留意すべき事項(昭和26年11月)(文書1629・乙B第146号証, 番号184, 通し番号1-184)	不開示部分の特殊性あるいは「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく、おそれの主張としては不十分である。日韓交渉と日朝交渉の前提状況の相違、日朝間での試算によらない経済協力方式によるこの基本的合意、40年以上の時の経過を考えれば、公開が北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性がない。追加開示部分の内容は韓国との復興・文化協力の規定化であり、外交交渉の「手の内」とはほとんど無関係な情報であったことが判明した。このことは、真に不開示理由に該当する情報であるかどうかの識別が被告の主張によっては不可能であることを如実に示している。被告は不開示理由2による不開示部分を追加開示としてが、従来の被告の説明によってはなぜこの追加開示部分(韓国側を立てる交渉態度の留意事項)が不開示理由2に該当すると考えたのか関連性に疑問を生じさせる内容である。不開示理由1により引き続き不開示とされている部分についても、同様に関連性の有無についての疑問を増幅させている。
(185)日韓交渉処理要領案(昭和27年作成)(文書1632・乙A第148号証, 番号185, 通し番号1-185)	不開示部分の特殊性あるいは「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく、おそれの主張としては不十分である。日韓交渉と日朝交渉の前提状況の相違、日朝間での試算によらない経済協力方式によるこの基本的合意、40年以上の時の経過を考えれば、公開が北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性がない。
(186)日韓会談についての省内打合せ事項(昭和27年1月)(文書1633・乙A第320号証, 同330号証, 番号186, 通し番号1-186)	同上。
(187)日韓会談日本側代表団打合せ(第1回)(昭和27年2月)(文書1634・乙A第321号証, 番号187, 通し番号1-187)	同上。
(188)日韓会談日本側代表団打合せ(第2回)(昭和27年3月)(文書1635・乙A第322号証, 番号188, 通し番号1-188)	同上。
(189)日韓会談省内打合会(昭和27年3月)(文書1636・乙A第149号証, 番号189, 通し番号1-189)	同上。

文書	原告の主張概要
(190)日韓会談の推移に伴う対韓関係の行政措置(昭和27年4月)(文書1640・乙A第323号証, 番号190, 通し番号1-190)	同上。
(191)日韓会談今後の対処方針(昭和27年4月)(文書1643・乙A第324号証, 番号191, 通し番号1-191)	同上。
(192)谷大使・金公使会談(文書1671・乙A第63号証, 番号192, 通し番号1-192)	不開示部分の特殊性あるいは「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく、おそれの主張としては不十分である。日韓交渉と日朝交渉の前提状況の相違、韓国側公開文書による日韓協議の様子の公表、日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意、40年以上の時の経過を考えれば、公開が北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性がない。
(193)対韓請求権問題の処理(文書1674・乙A第325号証, 番号193, 通し番号1-193)	不開示部分の特殊性あるいは「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく、おそれの主張としては不十分である。日韓交渉と日朝交渉の前提状況の相違、日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意、40年以上の時の経過を考えれば、公開が北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性がない。
(194)日韓会談再開問題(文書1675・乙A第64号証, 番号194, 通し番号1-194)	同上。
(195)バーネット国務次官補代理の内話(文書1684・乙B第154号証, 番号195, 通し番号1-195)	不開示部分の特殊性あるいは「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく、おそれの主張としては不十分である。日韓交渉と日朝交渉の前提状況の相違、日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意、40年以上の時の経過を考えれば、公開が北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性がない。被告は不開示理由2による不開示部分を追加開示としてが、従来の被告の説明によってはなぜこの追加開示部分(米国の韓国評)が不開示理由2に該当すると考えたのか関連性に疑問を生じさせる内容である。不開示理由1により引き続き不開示とされている部分についても、同様に関連性の有無についての疑問を増幅させている。
(196)日韓交渉に関する対米折衝(文書1687・乙A331号証, 番号196, 通し番号1-196)	韓国が経済協力として要求した具体的金額は、日本の外交戦術とは無関係の情報である。不開示部分の特殊性あるいは「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく、おそれの主張としては不十分である。日韓交渉と日朝交渉の前提状況の相違、日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意、40年以上の時の経過を考えれば、公開が北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性がない。
(197)日韓交渉に関する対米折衝(文書1688・乙A332号証, 番号197, 通し番号1-197)	同上。

文書	原告の主張概要
(198)久保田代表・金公使会談(文書1701・乙A第333号証, 番号198, 通し番号1-198)	不開示部分の特殊性あるいは「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく、おそれの主張としては不十分である。日韓交渉と日朝交渉の前提状況の相違、日朝間での試算によらない経済協力方式によるこの基本的合意、40年以上の時の経過を考えれば、公開が北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性がない。
(199)日韓問題に関しアジア局長と柳参事官との会談(文書1706・乙A第334号証, 番号199, 通し番号1-199)	不開示部分は、韓国政府に対してなされた提案であり、外交交渉における提案内容は、國民主権のもとで批判や検証を受けるべきである。不開示部分の特殊性あるいは「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく、おそれの主張としては不十分である。日韓交渉と日朝交渉の前提状況の相違、日朝間での試算によらない経済協力方式によるこの基本的合意、40年以上の時の経過を考えれば、公開が北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性がない。
(200)日韓会談請求権関係の審議(文書1735, 乙A第335号証, 番号200, 通し番号1-200)	不開示部分の特殊性あるいは「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく、おそれの主張としては不十分である。日韓交渉と日朝交渉の前提状況の相違、日朝間での試算によらない経済協力方式によるこの基本的合意、40年以上の時の経過を考えれば、公開が北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性がない。
(201)日韓会談の請求権問題処理にあたっての問題点、試算額(文書1736・乙A第336号証, 番号201, 通し番号1-201)	不開示部分の特殊性あるいは「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく、おそれの主張としては不十分である。日韓交渉と日朝交渉の前提状況の相違、韓国側公開文書による具体的数値の公表、日朝間での試算によらない経済協力方式によるこの基本的合意、40年以上の時の経過を考えれば、公開が北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性がない。被告は、韓国によって開示された情報が完全に一致するものではない、開示した当事者がどの国かによって差異を生じると形式的な反論を行うが、開示によって生じるとする「おそれ」が減少または消滅したことは否定できないはずである。
(202)日韓請求権処理に関する問題点(討議用資料)(文書1740・乙A第337号証, 番号202, 通し番号1-202)	不開示部分の特殊性あるいは「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく、おそれの主張としては不十分である。日韓交渉と日朝交渉の前提状況の相違、日朝間での試算によらない経済協力方式によるこの基本的合意、40年以上の時の経過を考えれば、公開が北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性がない。
(203)韓国請求権の処理として一応説明のつく金額の査定(文書1742・全部不開示(乙号証なし), 番号203, 通し番号1-203)	同上。
(204)対韓経済協力(文書1743・乙A第162号証, 番号204, 通し番号1-204)	同上。

文書	原告の主張概要
(205)韓国一般請求権のうち朝鮮人徴用労務者、軍人軍属、文官恩給該当者数(伊関局長指示事項)(文書1744・乙A第338号証、番号205、通し番号1-205)	不開示部分の特殊性あるいは「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく、おそれの主張としては不十分である。日韓交渉と日朝交渉の前提状況の相違、公刊文書による具体的数値の公表、日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意、40年以上の時の経過を考えれば、公開が北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性がない。被告は、公刊された情報が完全に一致するものではない、開示した当事者がどの国かによって差異を生じると形式的な反論を行うが、開示によって生じるとする「おそれ」が減少または消滅したことは否定できないはずである。
(206)請求権問題解決案(文書1745・乙A第339号証、番号206、通し番号1-206)	不開示部分の特殊性あるいは「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく、おそれの主張としては不十分である。日韓交渉と日朝交渉の前提状況の相違、日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意、40年以上の時の経過を考えれば、公開が北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性がない。
(207)日韓請求権交渉の今後の進め方(文書1746・乙A第340号証、番号207、通し番号1-207)	同上。
(208)Ex gratia 支払方式による日韓請求権処理(討議資料)(文書1747・乙A第341号証、番号208、通し番号1-208)	同上。
(209)対韓経済協力試案(文書1748・乙A第163号証、番号209、通し番号1-209)	同上。
(210)韓国側対日請求額に対する大蔵、外務両省による査定の相違(文書1749・乙A第342号証、番号210、通し番号1-210)	同上。
(211)一般請求権徴用者関係等専門委員会の討議(文書1752・乙A第343号証、番号211、通し番号1-211)	不開示部分の特殊性あるいは「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく、おそれの主張としては不十分である。日韓交渉と日朝交渉の前提状況の相違、韓国側公開文書による日韓協議の様子の公表、日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意、40年以上の時の経過を考えれば、公開が北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性がない。
(212)日・韓請求金額の査定(文書1755・乙A第344号証、番号212、通し番号1-212)	不開示部分の特殊性あるいは「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく、おそれの主張としては不十分である。日韓交渉と日朝交渉の前提状況の相違、日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意、40年以上の時の経過を考えれば、公開が北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性がない。

文書	原告の主張概要
(213) 日韓間の請求権問題 (小坂・崔外相会談用資料) (文書1756・乙A第345号証, 番号213, 通し番号1-213)	同上。
(214) 日韓間の請求権問題に関する発言要旨(文書1757・乙A第346号証, 番号214, 通し番号1-214)	不開示部分の特殊性あるいは「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく、おそれの主張としては不十分である。日韓交渉と日朝交渉の前提状況の相違、韓国側公開文書による日韓協議の様子の公表、日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意、40年以上の時の経過を考えれば、公開が北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性がない。
(215)韓国請求権金額の査定 (文書1758・乙A第347号証, 番号215, 通し番号1-215)	不開示部分の特殊性あるいは「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく、おそれの主張としては不十分である。日韓交渉と日朝交渉の前提状況の相違、日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意、40年以上の時の経過を考えれば、公開が北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性がない。
(216)在北鮮日本財産の処理と対北朝鮮請求権(文書1759・全部不開示(乙号証なし), 番号216, 通し番号1-216)	同上。
(217)韓国請求権金額の査定 (文書1762・乙A第348号証, 番号217, 通し番号1-217)	同上。
(218)韓国に対する借款供与 (文書1764・乙A第349号証, 番号218, 通し番号1-218)	同上。
(219)日韓請求権問題の処理方式(文書1765・乙A第350号証, 番号219, 通し番号1-219)	同上。
(220)日韓請求権問題の解決方法(文書1766・乙A第351号証, 番号220, 通し番号1-220)	同上。
(221)韓国の対日請求権8項のうち第1項より第5項までに対する日本側査定の説明 (文書1767・乙A第352号証, 番号221, 通し番号1-221)	同上。

文書	原告の主張概要
(222)対韓無償供与金額の現価(文書1769・乙A第353号証, 番号222, 通し番号1-222)	同上。
(223)日韓会談における請求権問題の解決方針(文書1770・乙A第354号証, 番号23, 通し番号1-223)	同上。
(224)対韓有償援助の供与(文書1771・乙A第355号証, 番号224, 通し番号1-224)	同上。
(225)韓国に対する無償供与および長期低利借款の支払方法に関する一試案(文書1773・乙A第356号証, 番号225, 通し番号1-225)	同上。
(226)日韓の請求権の処理(文書1775・乙A第357号証, 番号226, 通し番号1-226)	同上。
(227)対韓焦付債権の処理方法(文書1779・乙A第358号証, 番号227, 通し番号1-227)	同上。
(228)日韓会談今後の進め方(文書1787・乙A第72号証, 番号228, 通し番号1-228)	同上。
(229)日韓条約及び諸協定関係対米折衝(各種会談:昭和36年)(文書1792・乙B第165号証, 番号229, 通し番号1-229)	同上。
(230)池田総理・ライシャワー大使会談(文書1795・乙A第359号証, 番号230, 通し番号1-230)	同上。

文書	原告の主張概要
(231)日韓関係に関する在京米大使館の内話（文書1796・乙B第167号証、番号231、通し番号1-231）	日本の外交方針に対する米国政府の見解は、日本の外交戦術とは無関係である。不開示部分の特殊性あるいは「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく、おそれの主張としては不十分である。日韓交渉と日朝交渉の前提状況の相違、日朝間での試算によらない経済協力方式によるこの基本的合意、40年以上の時の経過を考えれば、公開が北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性がない。被告は不開示理由2による不開示部分を追加開示としてが、従来の被告の説明によってはなぜこの追加開示部分（米大使館員によるクーデター後の韓国政権評）が不開示理由2に該当すると考えたのか関連性に疑問を生じさせる内容である。不開示理由1により引き続き不開示とされている部分についても、同様に関連性の有無についての疑問を増幅させている。
(232)池田総理ハリマン国務次官補会談（文書1798・乙B第168号証、番号232、通し番号1-232）	不開示部分の特殊性あるいは「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく、おそれの主張としては不十分である。日韓交渉と日朝交渉の前提状況の相違、日朝間での試算によらない経済協力方式によるこの基本的合意、40年以上の時の経過を考えれば、公開が北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性がない。被告は不開示理由2による不開示部分を追加開示としてが、従来の被告の説明によってはなぜこの追加開示部分（米政府高官による中国評評）が不開示理由2に該当すると考えたのか関連性に疑問を生じさせる内容である。不開示理由1により引き続き不開示とされている部分についても、同様に関連性の有無についての疑問を増幅させている。
(233)日韓問題に関するライシャワード大使の内話（文書1799・乙A第360号証、番号233、通し番号1-233）	不開示部分の特殊性あるいは「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく、おそれの主張としては不十分である。日韓交渉と日朝交渉の前提状況の相違、日朝間での試算によらない経済協力方式によるこの基本的合意、40年以上の時の経過を考えれば、公開が北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性がない。
(234)小坂大臣・ライシャワード大使会談（文書1800・乙A第361号証、番号234、通し番号1-234）	不開示部分は、韓国政府に対してなされた提案であり、外交交渉における提案内容は、国民主権のもとで批判や検証を受けるべきである。不開示部分の特殊性あるいは「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく、おそれの主張としては不十分である。日韓交渉と日朝交渉の前提状況の相違、韓国側公開文書による日韓協議の様子の公表、日朝間での試算によらない経済協力方式によるこの基本的合意、40年以上の時の経過を考えれば、公開が北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性がない。
(235)竹内時間と米極東局長との会談（文書1801・乙A第362号証、番号235、通し番号1-235）	不開示部分の特殊性あるいは「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく、おそれの主張としては不十分である。日韓交渉と日朝交渉の前提状況の相違、日朝間での試算によらない経済協力方式によるこの基本的合意、40年以上の時の経過を考えれば、公開が北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性がない。
(236)大平大臣、ライシャワード大使会談（文書1802・乙A第363号証、番号236、通し番号1-236）	同上。

文書	原告の主張概要
(236)在京米大使館から的情報(文書1806・乙A第364号証,番号237,通し番号1-237)	不開示部分は、韓国政府に対してなされた提案であり、外交交渉における提案内容は、國民主権のもとで批判や検証を受けるべきである。不開示部分の特殊性あるいは「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく、おそれの主張としては不十分である。日韓交渉と日朝交渉の前提状況の相違、韓国側公開文書による日韓協議の様子の公表、日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意、40年以上の時の経過を考えれば、公開が北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性がない。
(238)韓国政情に関するアジア局長と在京米大使館公使との会談(文書1809・乙B第73号証,番号238,通し番号1-238)	不開示部分の特殊性あるいは「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく、おそれの主張としては不十分である。日韓交渉と日朝交渉の前提状況の相違、日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意、40年以上の時の経過を考えれば、公開が北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性がない。確かに、「ウ 原告らの反論の補充」として被告が要約した内容(「日本側の見解」が含まれるとの主張がないというもの)については、本件不開示対象の英文文書が日本政府から米国公使に手交された日韓交渉の経過報告であることから、本件不開示部分には直ちに妥当しない。しかし、不開示部分に関する「政府部内で検討した具体的な資産額が記載されている」という被告の説明は、追加開示決定により、13頁の2, 30億ドルという記述が開示されたことにより、その根拠を失った。よって、「オ 被告の主張の補充」はもはや意味をなさない。なお、不開示理由3により不開示が維持されている部分(16頁)は、竹島問題に関する日本の提案内容または韓国の逆提案の内容が記載されたもの(その可能性が高い)であることが前後の文脈から明らかである。日本側提案であれば、外交交渉における提案内容は、國民主権のもとで批判や検証を受けるべきであって不開示の正当性がなく、また、不開示部分の直前にあるICJ提訴の提案が開示されていることからも整合性を欠く。韓国側提案であれば、その内容を開示することが日本の交渉上の立場を不利なものとするという不開示理由3とは何ら関連性がない。
(239)金中央情報部長訪日(文書1821・乙B第175号証,番号239,通し番号1-239)	韓国の対日請求権に対し証拠書類がないとして例示したことは、なんら日本政府の「手の内」に関わるものではない。不開示部分の特殊性あるいは「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく、おそれの主張としては不十分である。日韓交渉と日朝交渉の前提状況の相違、韓国側公開文書による日韓協議の様子の公表、日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意、40年以上の時の経過を考えれば、公開が北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性がない。被告は不開示理由2による不開示部分を追加開示としてが、従来の被告の説明によってはなぜこの追加開示部分(社会党その他への悪態)が不開示理由2に該当すると考えたのか関連性に疑問を生じさせる内容である。不開示理由1により引き続き不開示とされている部分についても、同様に関連性の有無についての疑問を増幅させている。
(240)大平外相と金韓国中央情報部長との会談(第1回)(文書1824・乙B第75号証,番号240,通し番号1-240)	不開示部分は、韓国政府に対してなされた提案であり、外交交渉における提案内容は、國民主権のもとで批判や検証を受けるべきである。不開示部分の特殊性あるいは「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく、おそれの主張としては不十分である。日韓交渉と日朝交渉の前提状況の相違、韓国側公開文書による日韓協議の様子の公表、日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意、40年以上の時の経過を考えれば、公開が北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性がない。被告は不開示理由3による不開示部分の一部を追加開示としてが、従来の被告の説明によってはなぜこの追加開示部分(社会党への非難)が不開示理由3に該当すると考えたのか関連性に疑問を生じさせる内容である。不開示理由1により引き続き不開示とされている部分についても、同様に関連性の有無についての疑問を増幅させている。

文書	原告の主張概要
(241)第1次会談における日本側方針・協定案（文書1835・乙A第365号証、番号241、通し番号1-241）	不開示部分の特殊性あるいは「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく、おそれの主張としては不十分である。日韓交渉と日朝交渉の前提状況の相違、日朝間での試算によらない経済協力方式によるこの基本的合意、40年以上の時の経過を考えれば、公開が北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性がない。
(242)大韓民国管轄権の限界（文書1839・乙A第366号証、番号242、通し番号1-242）	同上。
(243)日韓交渉における日本政府の立場に関する法律上の問題点（文書1841・乙A第367号証、番号243、通し番号1-243）	同上。
(244)韓国基本関係についての省内打合・方針（文書1847・乙A第368号証、番号244、通し番号1-244）	韓国と北朝鮮が別個の国家として国際社会において承認されている現在において、日韓間の条約が北朝鮮に及ぶかどうかの協議内容は、今日の日朝交渉とは無関係である。不開示部分の特殊性あるいは「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく、おそれの主張としては不十分である。日韓交渉と日朝交渉の前提状況の相違、40年以上の時の経過を考えれば、公開が北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性がない。
(245)韓国提案基本関係条約案（文書1851・乙A第78号証、番号245、通し番号1-245）	日韓両国を連結する海底電線に関する見解は、日朝交渉とは無関係である。不開示部分の特殊性あるいは「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく、おそれの主張としては不十分である。日韓交渉と日朝交渉の前提状況の相違、日朝間での試算によらない経済協力方式によるこの基本的合意、40年以上の時の経過を考えれば、公開が北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性がない。
(246)日韓間の海底電線に関する案（文書1857・乙A第369号証、番号246、通し番号1-246）	日韓両国を連結する海底電線に関する見解は、日朝交渉とは無関係である。不開示部分の特殊性あるいは「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく、おそれの主張としては不十分である。日韓交渉と日朝交渉の前提状況の相違、日朝間での試算によらない経済協力方式によるこの基本的合意、40年以上の時の経過を考えれば、公開が北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性がない。
(247)対日平和条約の朝鮮関係（文書1861・乙A第370号証、番号247、通し番号1-247）	不開示部分の特殊性あるいは「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく、おそれの主張としては不十分である。日韓交渉と日朝交渉の前提状況の相違、日朝間での試算によらない経済協力方式によるこの基本的合意、40年以上の時の経過を考えれば、公開が北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性がない。
(248)日韓貿易・金融協定・海運協定妥結（文書1863・乙A第371号証、番号248、通し番号1-248）	本文書は、不開示理由1及び2に該当するとされるが、不開示理由1に相当する北朝鮮との交渉における不利益は、何ら主張されていない（理由1-248、理由2-102-2）。

文書	原告の主張概要
(249)日韓会談等に関する在外公館からの報告（文書1876・乙B第79号証、番号249、通し番号1-249）	被告により、不開示理由1は撤回された。
(250)日韓会談等に関する在外公館への訓令（文書1877・乙A第80号証、番号250、通し番号1-250）	不開示部分は、韓国政府に対してなされた提案であり、外交交渉における提案内容は、国民主権のもとで批判や検証を受けるべきである。不開示部分の特殊性あるいは「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく、おそれの主張としては不十分である。日韓交渉と日朝交渉の前提状況の相違、日朝間での試算によらない経済協力方式によるこの基本的合意、40年以上の時の経過を考えれば、公開が北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性がない。
(251)日韓交渉関係法律問題調書集（文書1881・乙A第82号証、番号251、通し番号1-251）	不開示部分の特殊性あるいは「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく、おそれの主張としては不十分である。日韓交渉と日朝交渉の前提状況の相違、日朝間での試算によらない経済協力方式によるこの基本的合意、40年以上の時の経過を考えれば、公開が北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性がない。
(252)日韓国交正常化交渉の記録 総説九（文書1882・乙A第83号証、番号252、通し番号1-252）	同上。
(253)日韓請求権処理の問題点（文書1885・乙A第372号証、番号253、通し番号1-253）	同上。
(254)対韓民間ベース経済協力方式（文書1892・乙A第373号証、番号254、通し番号1-254）	同上。
(255)雑資料（文書1905・乙A第374号証、番号255、通し番号1-255）	同上。
(256)日韓交渉における財産及び請求権処理の範囲（文書1907・乙A第375号証、番号256、通し番号1-256）	同上。
(257)日韓会談における韓国の対日請求8項目に関する討議記録（文書1914・乙A第376号証、番号257、通し番号1-257）	同上。

文書	原告の主張概要
(258)日韓国交正常化交渉の記録 総説三（文書1915・乙B第84号証, 番号258, 通し番号1-258）	不開示部分の特殊性あるいは「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく、おそれの主張としては不十分である。日韓交渉と日朝交渉の前提状況の相違、韓国側公開文書による日韓協議の様子の公表、日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意、40年以上の時の経過を考えれば、公開が北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性がない。被告は不開示理由2による不開示部分の一部を追加開示としてが、従来の被告の説明によってはなぜこの追加開示部分（「朝鮮人」・韓国への非難）が不開示理由2に該当すると考えたのか関連性に疑問を生じさせる内容である。不開示理由1により引き続き不開示とされている部分についても、同様に関連性の有無についての疑問を増幅させている。
(259)日韓国交正常化交渉の記録 総説四（文書1916・乙A第377号証, 番号259, 通し番号1-259）	不開示部分の特殊性あるいは「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく、おそれの主張としては不十分である。日韓交渉と日朝交渉の前提状況の相違、日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意、40年以上の時の経過を考えれば、公開が北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性がない。

文書	原告の主張概要
不開示理由2について	
(1) 日韓予備交渉法的地位関係会合第41～45回会合(文書677・乙A第85号証,番号1, 通し番号2-1)	<p>被告は、「在日韓国人の法的地位に関し、韓国側の李局長が、思想的な面で帰化を許可しないということはあるかと尋ねたのに対し、日本側の星課長が回答した我が国政府による具体的運用についての見解」が公になれば「他国との信頼関係が損なわれるおそれがある」あるいは「国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」と説明するだけで、韓国との間で、現在及び将来の外交上の信頼関係を損ないあるいは外交事務に支障を与えると判断した具体的理由が何ら示されておらず、おそれの主張としては不十分である。40年以上も前における帰化の運用についての日本政府の非公式見解が明らかになったからといって、韓国等との間で、現在及び将来の外交上の信頼関係を損ないあるいは外交事務に支障を与える蓋然性はない。</p> <p>その他の原告の主張概要については、概ね、被告準備書面(17)の通り。</p>
(2) 第四次日韓全面会談における在日韓人の法的地位に関する委員会の第四回会合(文書1074・乙A第86号証, 番号2, 通し番号2-2)	<p>被告は、「日本側の勝野主査が述べた悪質犯罪者を嫌悪した忌避的な見解」が公になれば「韓国との信頼関係が損なわれるおそれがある」あるいは「国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」と説明するだけで、韓国との間で、現在及び将来の外交上の信頼関係を損ないあるいは外交事務に支障を与えると判断した具体的理由が何ら示されておらず、おそれの主張としては不十分である。たった2行程度の発言内容であることを踏まえると、40年以上も前における悪質犯罪者を嫌悪した忌避的な見解とは、これまでに追加開示された外国要人発言等と同趣旨の見解であることが推測される以上、このような非公式見解が明らかになったからといって、韓国等との間で、現在及び将来の外交上の信頼関係を損ないあるいは外交事務に支障を与える蓋然性はない。</p>
(3) 日韓国交正常化交渉(条文作成交渉と日韓条約諸協定の調印)(文書391・乙A第87号証, 番号3, 通し番号2-3)	<p>被告は、「日韓間の財産請求権問題、経済協力問題についての日本政府と韓国政府との間における公表を前提としない「案」の段階の契約に関する情報」が公になれば「韓国との信頼関係が損なわれるおそれがある」、「国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」あるいは「北朝鮮との国交正常化交渉において、我が国が交渉上不利益を被るおそれがある」と説明するだけで、韓国あるいは北朝鮮との間で、現在及び将来の外交上の信頼関係を損ないあるいは外交事務に支障を与えると判断した具体的理由が何ら示されておらず、おそれの主張としては不十分である。40年以上も前における日韓間の財産請求権問題、経済協力問題に係わる資金供与及び貸付けについての日本政府と韓国政府との間における契約についての情報が明らかになったからといって、韓国等との間で、現在及び将来の外交上の信頼関係を損ないあるいは外交事務に支障を与える蓋然性はない。</p>
(5) 不法入国者名簿(文書437・乙A第89号証, 番号5, 通し番号2-5)	<p>被告は、「大村収容所に収容されていた韓国人の第1次送還事業を実施した後、入国管理局より外務省に対して個別具体的な韓国人の送還の様子を連絡した具体的な報告」や「大村収容所に収容されていた韓国人の送還事業により韓国に送還された特定の韓国人についての送還後の韓国側の対応を含む具体的情報」が公になれば「韓国との信頼関係が損なわれるおそれがある」あるいは「国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」と説明するだけで、韓国との間で、現在及び将来の外交上の信頼関係を損ないあるいは外交事務に支障を与えると判断した具体的理由が何ら示されておらず、おそれの主張としては不十分である。40年以上も前における報告内容等の情報が明らかになったからといって、韓国との間で、現在及び将来の外交上の信頼関係を損ないあるいは外交事務に支障を与える蓋然性はない。また、40年以上も前における韓国人の送還業務の手法や政府部内での連絡体制についての情報が明らかになったからといって、現在における外国人の送還業務に支障を与える蓋然性はない。</p>

文書	原告の主張概要
(9) 日韓予備会議開催(文書1037・乙A第93号証, 番号9, 通し番号2-9)	<p>被告は、一時中断した日韓会談を再開するための方針のうち「報復的措置をとる場合の韓国側の反応を韓国人の性情から予測した内容」が公になれば「韓国との信頼関係が損なわれるおそれがある」あるいは「国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」と説明するだけで、韓国との間で、現在及び将来の外交上の信頼関係を損ないあるいは外交事務に支障を与えると判断した具体的理由が何ら示されておらず、おそれの主張としては不十分である。被告は、不開示情報が「あくまで外務省内部における見解」と主張するが、40年以上も前の外務省における「韓国人の性情」に関する認識が明らかになつたからといって、韓国との間で、現在及び将来の外交上の信頼関係を損ないあるいは外交事務に支障を与える蓋然性はない。</p> <p>その他の原告の主張概要については、概ね、被告準備書面(17)の通り。</p>
(10) 日韓会談再開に関する第1回省内打合会議事録(文書1046・乙B第94号証, 番号10, 通し番号2-10)	<p>被告は、「請求権問題を解決するため、アメリカ合衆国政府に協力を求めた際の同政府の対応状況」が公になれば「韓国のみならずアメリカ合衆国との信頼関係が損なわれるおそれがある」あるいは「国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」と説明するだけで、韓国のみならずアメリカ合衆国との間で、現在及び将来の外交上の信頼関係を損ないあるいは外交事務に支障を与えると判断した具体的理由が何ら示されておらず、おそれの主張としては不十分である。40年以上も前における日韓の請求権問題解決にからんだアメリカの関与状況が明らかになつたからといって、韓国等との間で、現在及び将来の外交上の信頼関係を損ないあるいは外交事務に支障を与える蓋然性はない。</p>
(11) 日韓交渉に関する第1回各省打合会次第(文書1052・乙A第95号証, 番号11, 通し番号2-11)	<p>被告は、「関係省庁打合せ会合において、在日韓国人の国籍処遇問題について忌憚なく意見交換した際に提起された意見」が公になれば「韓国との信頼関係が損なわれるおそれがある」あるいは「国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」と説明するだけで、韓国との間で、現在及び将来の外交上の信頼関係を損ないあるいは外交事務や懸案問題に関する政府内部の率直な意見交換に支障を与えると判断した具体的理由が何ら示されておらず、おそれの主張としては不十分である。40年以上も前における在日韓国人の国籍処遇問題に関する各省庁の認識状況が明らかになつたからといって、韓国との間で、現在及び将来の外交上の信頼関係を損ないあるいは外交・行政事務に支障を与える蓋然性はない。</p>
(12) 日韓会談無期休会案(文書1054・乙A第96号証, 番号12, 通し番号2-12)	<p>被告は、「李承晩大統領が朝鮮戦争の休戦案に反対していた当時の状況を踏まえ、日韓会談の休会を検討していた外務省の見解」や「財産請求権問題についての韓国側の対応について外務省の率直な見解」や「日韓会談への対応は、李承晩大統領の後継者が知日派である可能性もあることを想定して検討すべきとする外務省の率直な見解」が公になれば「韓国との信頼関係が損なわれるおそれがある」あるいは「国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」と説明するだけで、韓国との間で、現在及び将来の外交上の信頼関係を損ないあるいは外交事務に支障を与えると判断した具体的理由が何ら示されておらず、おそれの主張としては不十分である。40年以上も前における李承晩大統領時代の韓国の内政状況等に関する外務省の認識が明らかになつたからといって、韓国との間で、現在及び将来の外交上の信頼関係を損ないあるいは外交事務に支障を与える蓋然性はない。また、40年以上も前における韓国の内政についての将来予測的な可能性に関する外務省の認識を明らかにしたからといって、現在における日本政府の立場が対外的に誤解される結果となる蓋然性はない。</p>

文書	原告の主張概要
(13)日韓会談継続の可否について(文書1055・乙A第97号証, 番号13, 通し番号2-13)	被告は、「日韓会談を休会とした場合に、朝鮮戦争後に予想される韓国復興特需が日本に与える影響について外務省の率直な見解」が公になれば「韓国との信頼関係が損なわれるおそれがある」あるいは「国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」と説明するだけで、韓国との間で、現在及び将来の外交上の信頼関係を損ないあるいは外交事務に支障を与えると判断した具体的な理由が何ら示されておらず、おそれの主張としては不十分である。被告は、不開示情報を「仮に日韓会談を休会とした場合という仮定的な場面を想定して、確かに需要は増大すると分析した上で韓国側がこの需要増大に対していかなる対応をとるかを推測した見解」であると説明するが、文書1054において、「(四)当分の間、朝鮮復興特需の利益を受けられない可能性がある」(文書1054の14頁)としたうえで、その具体的な不利益の有無について「我方の品物が安ければ結局買うことになる」「韓国と無協定のままでも、我方が米側と密接に連絡をとる事によって目的は達せられる」(文書1054の15・16頁)との外務省での検討見解が公開されれば、「韓国側がこの需要増大に対していかなる対応をとるかを推測した見解」とは、概ね文書1054でも開示された情報と大差ない情報であるから、40年以上も前におけるこのような見解が明らかになったからといって、韓国との間で、現在及び将来の外交上の信頼関係を損ないあるいは外交事務に支障を与える蓋然性はない。また、40年以上も前における朝鮮復興特需に関連した将来予測的な可能性に関する外務省の認識を明らかにしたからといって、現在における日本政府の立場が対外的に誤解される結果となる蓋然性はない。
(14)日韓会談決裂善後対策(文書1062・乙A第46号証, 番号14, 通し番号2-14)	被告は、「日韓会談の決裂後における、日韓間の諸懸案事項についての長期的な対策に関する」「久保田外務省参与の韓国に対する感情的な見解や韓国の内政状況にまで踏み込んだ個人的な独自の見解」が公になれば「韓国との信頼関係が損なわれるおそれがある」あるいは「国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」と説明するだけで、韓国との間で、現在及び将来の外交上の信頼関係を損ないあるいは外交事務に支障を与えると判断した具体的な理由が何ら示されておらず、おそれの主張としては不十分である。40年以上も前における久保田外務省参与の個人的な独自の見解が明らかになったからといって、歴史的価値を持つ重要な情報を開示することへの積極的な評価はあっても、韓国との間で、現在及び将来の外交上の信頼関係を損ないあるいは外交事務に支障を与える蓋然性はない。
(16)日韓予備交渉(第51~60回会合)(文書1171・乙A第99号証, 番号16, 通し番号2-16)	被告は、「財産請求権問題に関する解決策として、後宮アジア局長(当時)が韓国側代表に対して漁業借款の供与方法について述べた率直な見解」が公になれば「韓国との信頼関係が損なわれるおそれがある」あるいは「国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」と説明するだけで、韓国との間で、現在及び将来の外交上の信頼関係を損ないあるいは外交事務に支障を与えると判断した具体的な理由が何ら示されておらず、おそれの主張としては不十分である。被告は、不開示情報を「日本政府が韓国政府との間において水面下で行った協議における率直な発言内容」であると言うが、40年以上も前における外務省の一見解が明らかになったからといって、韓国との間で、現在及び将来の外交上の信頼関係を損ないあるいは外交事務に支障を与える蓋然性はないし、北朝鮮との交渉において不利益となる蓋然性もない。また、40年以上も前における漁業借款供与方法に関する見解が明らかになったからといって、現在における日韓間の率直な意見交換や協議に支障を与える蓋然性はない。

文書	原告の主張概要
(18)日韓条約諸協定の実施状況(文書1243・乙A第101号証, 番号18, 通し番号2-18)	被告は、「帰国意思を表明している権太在住韓国人のうち、日本居住希望者に対しては、これを認めて欲しい旨の韓国側の申入れに対し、我が国政府部内において権太在住の日本人の帰国問題の進捗状況を踏まえて、外務省が独自に入手した情報に基づいて検討した結果に基づく推測的見解」が公になれば「韓国との信頼関係が損なわれるおそれがある」あるいは「国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」と説明するだけで、韓国との間で、現在及び将来の外交上の信頼関係を損ないあるいは外交事務に支障を与えると判断した具体的理由が何ら示されておらず、おそれの主張としては不十分である。40年以上も前における外務省の推測的見解が明らかになったからといって、韓国との間で、現在及び将来の外交上の信頼関係を損ないあるいは外交・行政事務に支障を与える蓋然性はない。40年以上も前における権太在住「韓国人」や在日韓国人の処遇に関する情報が明らかになったからといって、現在および将来の外国人の出入国及び在留に関する政策とその運用に支障を与える蓋然性はない。
(19)請求権についての法律問題(文書1298・乙A第102号証, 番号19, 通し番号2-19)	被告は、不開示情報①については、「在外本店会社の在日財産の帰属問題に関する法人の国籍決定について、政府部内においても見解の対立が存すること」を前提として「請求権の金額の算出方法に関する議論」が公になれば「韓国との信頼関係が損なわれるおそれがある」あるいは「国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」と説明する。また、不開示情報②については、「国内補償問題のうちの重要な懸案事項とされていた「平和条約の特別取極その他国際間の条約、協定によって国が在外私有財産についてその所在國の处分権を認めあるいは在外私有財産を放棄するが如き場合にも憲法29条に定める補償をしなければならないか。」という問題について、「補償を要しない」とする大蔵省見解に対する反論を外務省が評価した率直な見解」が公になれば「韓国との信頼関係が損なわれるおそれがある」あるいは「国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」と説明する。しかし、これらの情報が開示されたことで、何故、韓国との間で、現在及び将来の外交上の信頼関係を損ないあるいは外交事務に支障を与えると判断したのか、その具体的理由が何ら示されておらず、おそれの主張としては不十分である。40年以上も前における外務省内での一見解が明らかになったからといって、韓国との間で、現在及び将来の外交上の信頼関係を損ないあるいは外交事務に支障を与える蓋然性はない。
(20)在韓私有財産権放棄と国内補償問題(文書1302・乙A第103号証, 番号20, 通し番号2-20)	被告は、不開示部分①については「在韓私有財産権放棄と国内補償問題に関して、補償義務があるとする多数説を前提として外務省内部で検討した結果」が公になれば「韓国との信頼関係が損なわれるおそれがある」あるいは「国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」と説明するだけで、韓国との間で、現在及び将来の外交上の信頼関係を損ないあるいは外交事務に支障を与えると判断した具体的理由が何ら示されておらず、おそれの主張としては不十分である。また、被告は、不開示部分②については「サンフランシスコ平和条約との関係において、外国に存在する日本国民の私有財産権を日本国が放棄した場合にも憲法29条の補償を要するかという問題についての見解」が公になれば「アメリカ合衆国、英國、仏国等の連合国との信頼関係が損なわれるおそれがある」あるいは「国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」と説明するだけで、これら連合国との間で、現在及び将来の外交上の信頼関係を損ないあるいは外交事務に支障を与えると判断した具体的理由が何ら示されておらず、おそれの主張としては不十分である。40年以上も前における外務省の一見解が明らかになったからといって、韓国や連合国との間で、現在及び将来の外交上の信頼関係を損ないあるいは外交事務に支障を与える蓋然性はない。

文書	原告の主張概要
(21)日韓間請求権特別取極の諸様式について(文書1306・乙A第104号証, 番号21, 通し番号2-21)	被告は、「日韓間における財産請求権を実質的に相互放棄となるような解決に導くほかないとの前提の下、請求権特別取極の様式について違憲論や国内補償の問題を起こさないようにするための対応策」が公になれば「韓国との信頼関係が損なわれるおそれがある」あるいは「国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」と説明するだけで、韓国との間で、現在及び将来の外交上の信頼関係を損ないあるいは外交事務に支障を与えると判断した具体的理由が何ら示されておらず、おそれの主張としては不十分である。40年以上も前における外務省の一見解が明らかになったからといって、韓国との間で、現在及び将来の外交上の信頼関係を損ないあるいは外交事務に支障を与える蓋然性はない。
(22)日韓問題に関する板垣アジア局長・柳公使会談要旨(文書315・乙A第22号証, 番号22, 通し番号2-22)	被告は、「我が国政府が大村収容所からの仮釈放問題を取り扱うに際して、独自に入手した情報に基づき、韓国側の本件に対する対応ぶりに関して率直な評価」が公になれば「韓国との信頼関係が損なわれるおそれがある」あるいは「国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」と説明するだけで、韓国との間で、現在及び将来の外交上の信頼関係を損ないあるいは外交・行政事務に支障を与えると判断した具体的理由が何ら示されておらず、おそれの主張としては不十分である。40年以上も前における日本政府の仮釈放に関する方針が明らかになったからといって、韓国との間で、現在及び将来の外交上の信頼関係を損ないあるいは外交・行政事務に支障を与える蓋然性はない。
	その他の原告の主張概要については、概ね、被告準備書面(17)の通り。
(24)山田次官、柳公使会談要旨(文書321・乙A第24号証, 番号24, 通し番号2-24)	被告は、「山田事務次官が李ラインの撤廃を強く要求した後の韓国側の対応ぶりについての極めて否定的な評価」が公になれば「韓国との信頼関係が損なわれるおそれがある」あるいは「国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」と説明するだけで、韓国との間で、現在及び将来の外交上の信頼関係を損ないあるいは外交事務に支障を与えると判断した具体的理由が何ら示されておらず、おそれの主張としては不十分である。40年以上も前における外務省の一見解が明らかになったからといって、韓国との間で、現在及び将来の外交上の信頼関係を損ないあるいは外交事務に支障を与える蓋然性はない。
	その他の原告の主張概要については、概ね、被告準備書面(17)の通り。
(25)沢田、柳会談要旨(文書322・乙A第105号証, 番号25, 通し番号2-25)	被告は、「日韓間において問題となっていた私有文化財の問題に関する、日韓両国間での率直なやり取りにおいて交わされた我が国政府の沢田首席代表の個人的見解」が公になれば「韓国との信頼関係が損なわれるおそれがある」「日韓間において問題となっていた私有文化財の問題に関する将来の外交上の懸念に係る交渉上不利益を被るおそれがある」あるいは「国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」と説明するだけで、韓国との間で、現在及び将来の外交上の信頼関係を損ないあるいは外交交渉や外交事務に支障を与えると判断した具体的理由が何ら示されておらず、おそれの主張としては不十分である。40年以上も前における日本政府が韓国政府との間において水面下で行った協議における日本政府高官の個人的かつ率直な発言内容が明らかになったからといって、韓国との間で、現在及び将来の外交上の信頼関係を損ないあるいは外交事務に支障を与える蓋然性ではなく、日韓間において問題となっている私有文化財の問題に関する外交交渉に不利益を与える蓋然性はない。

文書	原告の主張概要
(26)日韓会談に対する見方 (文書350・乙A第106号証, 番号26, 通し番号2-26)	被告は、「日韓国交正常化に向けた第5次日韓会談予備会談等に対する見方について情報を提供した上記韓国政府高官の経歴及び人物評、情報を提供した経緯及び発言した際の状況等」が公になれば「韓国との信頼関係が損なわれるおそれがある」あるいは「国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」と説明するだけで、韓国との間で、現在及び将来の外交上の信頼関係を損ないあるいは外交事務に支障を与えると判断した具体的理由が何ら示されておらず、おそれの主張としては不十分である。40年以上も前における非公式かつ内密に提供された韓国政府高官による情報が明らかになったからといって、韓国との間で、現在及び将来の外交上の信頼関係を損ないあるいは外交事務に支障を与える蓋然性はない。また、韓国では日韓会談における外交文書は全面的に開示されているのであるから、いまさら、40年以上も前における韓国政府高官による情報を日本が明らかにしたからといって、韓国との間で、今後、情報提供や協力を得ることが困難になるおそれがあるとの蓋然性はない。原告準備書面(9)第2項(2)においても指摘したように、外国政府関係者の発言や見解及びそれと同じ機会になされた日本政府関係者の発言が不開示事由2に該当しないことが変更決定によって明らかとなっている以上、本件不開示情報のなかには、日本政府関係者による韓国政府高官の人物評、韓国政府高官の発言が含まれるものであるから、開示された情報と比べて、当該不開示情報をいまだ隠さなければならないとすべき合理的な根拠はない。
(27)宮内庁書陵部所蔵の書籍 (文書386・乙A第107号証, 番号27, 通し番号2-27)	被告は、「日韓会談に向けて外務省と宮内庁との間で行われた宮内庁図書の韓国への寄贈についての打合せにおける内部的な率直な意見、検討結果」が公になれば「韓国との信頼関係が損なわれるおそれがある」あるいは「国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」と説明するだけで、韓国との間で、現在及び将来の信頼関係を損ないあるいは国に事務に支障を与えると判断した具体的理由が何ら示されておらず、おそれの主張としては不十分である。40年以上も前における当時の宮内庁書陵部長が提起した意見及びその意見に基づいた行われた調査の結果が明らかになったからといって、韓国との間で、文化財返還問題に関して、現在及び将来の信頼関係を損ないあるいは行政事務に支障を与える蓋然性はない。
(28)日韓国交正常化交渉の記録 総説八 (文書506・乙A第108号証, 番号28, 通し番号2-28)	被告は、「第6次日韓会談の評価に関する外務省アジア局内部協議において交わされた率直で忌憚のない意見の一部」が公になれば「韓国との信頼関係が損なわれるおそれがある」あるいは「国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」と説明するだけで、韓国との間で、現在及び将来の外交上の信頼関係を損ないあるいは外交事務に支障を与えると判断した具体的理由が何ら示されておらず、おそれの主張としては不十分である。40年以上も前における当時の外務省アジア局長の韓国政府高官に対する否定的な評価が明らかになったからといって、韓国側からの反発があるとも思えないし、ましてや、韓国との間で、現在及び将来の外交上の信頼関係を損ないあるいは外交事務に支障を与える蓋然性はない。
(29)大野自民党副総裁等訪韓議員団名簿 (文書520・乙A第109号証, 番号29, 通し番号2-29)	被告は、「外務省が独自に有している情報に基づいて分析した韓国に対する率直な見解」が公になれば「韓国との信頼関係が損なわれるおそれがある」あるいは「国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」と説明するだけで、韓国との間で、現在及び将来の外交上の信頼関係を損ないあるいは外交事務に支障を与えると判断した具体的理由が何ら示されておらず、おそれの主張としては不十分である。40年以上も前における訪韓中に注意すべき言動等として外務省が検討した情報が明らかになったからといって、韓国側からの反発があるとも思えないし、ましてや、韓国との間で、現在及び将来の外交上の信頼関係を損ないあるいは外交事務に支障を与える蓋然性はない。

文書	原告の主張概要
(30)日韓政治折衝に臨む日本側の基本方針(文書718・乙A第110号証, 番号30, 通し番号2-30)	被告は、不開示部分①については「日韓国交正常化に向けて開催された日韓政治折衝において、在日韓国人の法的地位に関する国籍確認問題に対する我が国政府の対応についての率直かつ具体的な見解」が公になれば「韓国との信頼関係が損なわれるおそれがある」あるいは「国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」と説明するだけで、韓国との間で、現在及び将来の外交上の信頼関係を損ないあるいは外交事務に支障を与えると判断した具体的理由が何ら示されておらず、おそれの主張としては不十分である。また、被告は、不開示部分②については「小坂外務大臣の発言内容」として「日韓国交正常化に向けて開催された日韓政治折衝に関する、外務省内での率直な検討の様子等が個人的な所感」が公になれば「韓国との信頼関係が損なわれるおそれがある」あるいは「国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」と説明するだけで、韓国との間で、現在及び将来の外交上の信頼関係を損ないあるいは外交事務に支障を与えると判断した具体的理由が何ら示されておらず、おそれの主張としては不十分である。40年以上も前における前記外務省内での見解等が明らかになったからといって、それが原因となって、在日韓国人の法的地位問題に関する韓国政府や韓国国民からの要望や圧力が高まる蓋然性は考えられないし、また、韓国側からの反発があるとも思えない、ましてや、韓国との間で、現在及び将来の外交上の信頼関係を損ないあるいは外交事務に支障を与える蓋然性はない。
(31)忠南号事件について(黒山群島付近における衝突事件)(文書749・乙A第38号証, 番号31, 通し番号2-31)	被告は、不開示理由2に該当する情報として「黒山群島付近において韓国船籍の忠南号に日本船籍底引網漁船が衝突した事故について」「事故情報の把握の具体的方法」が公になれば「韓国との信頼関係が損なわれるおそれがある」と説明するだけで、韓国との間で、現在及び将来の外交上の信頼関係を損なうと判断した具体的理由が何ら示されておらず、おそれの主張としては不十分である。40年以上も前における海上保安庁における情報収集ルートが明らかになったからといって、韓国との間で、現在及び将来の外交上の信頼関係を損なう蓋然性はない。
(32)寺内文庫現状(文書1116・乙A第111号証, 番号32, 通し番号2-32)	被告は、「寺内正毅朝鮮総督が朝鮮総督在任中に朝鮮半島から書籍を持ち帰った経緯」が公になれば「韓国との信頼関係が損なわれるおそれがある」あるいは「国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」と説明するだけで、韓国との間で、現在及び将来の外交上の信頼関係を損ないあるいは外交事務に支障を与えると判断した具体的理由が何ら示されておらず、おそれの主張としては不十分である。すでに、1996年に寺内文庫のうちの135点が慶南大学に寄贈されるなど、民間での返還運動も成果を上げているなかで、40年以上も前における寺内正毅朝鮮総督による書籍持ち帰りの経緯(いわゆる「寺内文庫」の収集経緯)が明らかになったからといって、韓国との間で、文化財返還問題における、現在及び将来の外交上の信頼関係を損ないあるいは外交事務に支障を与える蓋然性はない。もし、「寺内文庫」の収集経緯を明らかにすることで、文化財返還問題に関して韓国政府と韓国国民からの引き渡しを求める要望や圧力が高まる懸念があるとすれば、「寺内文庫」の収集経緯が、まさに、寺内総督による朝鮮文化財略奪の経緯を赤裸々にする情報であることを意味していると言わざるを得ないが、そのような情報を隠すことで、国が、韓国との信頼関係や国の事務の適正な遂行が保持できると考えるのであれば、それは、情報公開法の趣旨を理解していないと言わざるを得ない。

文書	原告の主張概要
(33)日韓文化財引渡し打合 わせ会(文書1120・乙A第1 12号証, 番号33, 通し番号 2-33)	被告は、文化財返還問題に関する「韓国に対する文化財引渡し手続に関する外務省内部における検討」や「文化財引渡しの手続に関する我が国が負担している費用等に関する」情報が公になれば「韓国との信頼関係が損なわれるおそれがある」あるいは「国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」と説明するだけで、韓国との間で、現在及び将来の外交上の信頼関係を損ないあるいは外交事務に支障を与えると判断した具体的な理由が何ら示されておらず、おそれの主張としては不十分である。40年以上も前における引き渡した文化財にかけた費用や評価額に関する情報が明らかになったからといって、韓国との間で、文化財返還問題に関して、現在及び将来の外交上の信頼関係を損ないあるいは外交事務に支障を与える蓋然性はない。
(34)日韓国交正常化交渉の 記録(再開第6次会談)(文 書1126・乙B第113号証, 番号34, 通し番号2-34)	被告は、不開示部分①については、「バーネット米国国務次官補代理が後宮アジア局長を訪れて、吉田元総理の訪韓を要望したこと」に関する「日韓国交正常化に向けた第6次会談再開前に検討された吉田元総理訪韓に関する外務省内部での忌憚のない率直な意見」が公になれば「韓国及び米国との信頼関係が損なわれるおそれがある」あるいは「国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」と説明するだけで、韓国及び米国との間で、現在及び将来の外交上の信頼関係を損ないあるいは外交事務に支障を与えると判断した具体的な理由が何ら示されておらず、おそれの主張としては不十分である。また、本文書における従前の不開示部分②及び③について言えば、例えば、不開示部分②の情報では、日韓会談における日本側の譲歩の割合として「さりとて「8」対「2」や「9」対「1」のバーゲンでは、日本側でも国会や世論の支持が得られないで、せいぜい「7」対「3」のかねあい程度とならざるを得ない程度の情報であったにもかかわらず、これが公にされると韓国との信頼関係や国の事務の適正な遂行に支障を生じるとの理由で不開示とされていたものである。しかし、これらの情報は開示されるに至ったのであるが、その判断を変更した具体的な理由は明らかにはされていない。このように、従前の不開示とする判断基準が相当に曖昧であったことは明白であり、とすれば、不開示部分①の情報が明らかになったからと言って、韓国及び米国との間で、現在及び将来の外交上の信頼関係を損ないあるいは外交事務に支障を与える蓋然性はないと言わざるを得ない。
(36)対韓国強硬措置に関する 会議関係の件(文書113 9・乙A第114号証, 番号3 6, 通し番号2-36)	被告は、「日韓国交正常化に向けた日韓交渉が決裂した場合を想定し、その際にとり得る「対韓強硬措置」の一環として想定される在日韓国代表部に対する措置の具体的方法」が公になれば「韓国との信頼関係が損なわれるおそれがある」あるいは「国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」と説明するだけで、韓国との間で、現在及び将来の外交上の信頼関係を損ないあるいは外交事務に支障を与えると判断した具体的な理由が何ら示されておらず、おそれの主張としては不十分である。40年以上も前における対韓強硬措置に関する方策が明らかになったからといって、韓国との間で、現在及び将来の外交上の信頼関係を損ないあるいは外交事務に支障を与える蓋然性はない。
(37)日韓会談が不調に終 わった場合にとるべき措置 (試案)の大要(文書1143・ 乙A第115号証, 番号37, 通し番号2-37)	被告は、「日韓交渉が決裂した場合を想定し、その際にとり得る「対韓強硬措置」の一環として想定される在日韓国代表部に対する措置」が公になれば「韓国との信頼関係が損なわれるおそれがある」あるいは「国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」と説明するだけで、韓国との間で、現在及び将来の外交上の信頼関係を損ないあるいは外交事務に支障を与えると判断した具体的な理由が何ら示されておらず、おそれの主張としては不十分である。40年以上も前における対韓強硬措置に関する方策が明らかになったからといって、韓国との間で、現在及び将来の外交上の信頼関係を損ないあるいは外交事務に支障を与える蓋然性はない。
	他の原告の主張概要については、概ね、被告準備書面(17)の通り。

文書	原告の主張概要
(38)対韓牽制措置および強硬措置として想定しうる手段(試案)(文書1144・乙A第16号証, 番号38, 通し番号2-38)	<p>被告は、「いわゆる李承晩ライン水域において我が国の漁船を拿捕していた韓国政府に対する牽制として想定していた「強硬措置」に関する、外務省内での忌憚のない率直な意見交換の様子等」が公になれば「韓国との信頼関係が損なわれるおそれがある」あるいは「国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」と説明するだけで、韓国との間で、現在及び将来の外交上の信頼関係を損ないあるいは外交事務に支障を与えると判断した具体的理由が何ら示されておらず、おそれの主張としては不十分である。40年以上も前における対韓強硬措置に関する方策が明らかになったからといって、韓国との間で、現在及び将来の外交上の信頼関係を損ないあるいは外交事務に支障を与える蓋然性はない。</p>
(39)日韓予備交渉漁業関係会合日韓主査間の非公式会合について(文書1162・乙A第117号証, 番号39, 通し番号2-39)	<p>被告は、「日韓漁業問題に関する非公式会合における日韓両国の代表による率直で忌憚のない意見交換において、日本政府が提起した具体的対策に対する韓国側意見」が、「韓国側も公表されることを想定していないもの」であるとして、これが公になれば「韓国との信頼関係が損なわれるおそれがある」あるいは「国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」と説明するだけで、韓国との間で、現在及び将来の外交上の信頼関係を損ないあるいは外交事務に支障を与えると判断した具体的理由が何ら示されておらず、おそれの主張としては不十分である。韓国では日韓会談における外交文書は全面的に開示されているのであるから、いまさら、40年以上も前における韓国政府高官の発言内容を日本が明らかにしたからといって、韓国との間で、韓国との間で、現在及び将来の外交上の信頼関係を損ないあるいは外交事務に支障を与える蓋然性はない。</p>
	<p>その他の原告の主張概要については、概ね、被告準備書面(17)の通り。</p>
(40)日韓関係の調整(文書1257・乙A第118号証, 番号40, 通し番号2-40)	<p>被告は、「韓国・北朝鮮関係に関する外務省の検討の内容」としての「北朝鮮当局の性格、韓国首脳の統治手法に対する否定的な評価」が公になれば「韓国との信頼関係が損なわれるおそれがある」あるいは「国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」と説明するだけで、韓国との間で、現在及び将来の外交上の信頼関係を損ないあるいは外交事務に支障を与えると判断した具体的理由が何ら示されておらず、おそれの主張としては不十分である。40年以上も前における外務省の韓国政府に対する評価が明らかになったからといって、韓国との間で、現在及び将来の外交上の信頼関係を損ないあるいは外交事務に支障を与える蓋然性はない。</p>
(41)日韓全面会談の開催とその決裂(文書1261・乙A第119号証, 番号41, 通し番号2-41)	<p>被告は、「外務省が独自に有している情報に基づいて在日韓国人の法的地位について検討した内容」が公になれば「韓国との信頼関係が損なわれるおそれがある」あるいは「国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」と説明するだけで、韓国との間で、現在及び将来の外交上の信頼関係を損ないあるいは外交事務に支障を与えると判断した具体的理由が何ら示されておらず、おそれの主張としては不十分である。40年以上も前における外務省が当時検討した終戦後帰国しなかった在日韓国人約60万人の経済状況及び治安上の問題点が明らかになったからといって、韓国との間で、現在及び将来の外交上の信頼関係を損ないあるいは外交事務に支障を与える蓋然性はない。</p>
	<p>その他の原告の主張概要については、概ね、被告準備書面(17)の通り。</p>

文書	原告の主張概要
(45) 日韓国交正常化交渉の記録 総説十二(文書1316・乙A第123号証, 番号45, 通し番号2-45)	被告は、「在日韓国人の法的地位問題の交渉過程、文化財返還問題、日韓諸条約の翻訳状況に関する政府部内で検討及び協議した内容や外務省の率直な見解」が公になれば「韓国との信頼関係が損なわれるおそれがある」あるいは「国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」と説明するだけで、韓国との間で、現在及び将来の外交上の信頼関係を損ないあるいは外交事務に支障を与えると判断した具体的理由が何ら示されておらず、おそれの主張としては不十分である。40年以上も前における外務省や官内庁の見解が明らかになったからといって、韓国との間で、現在及び将来の外交上の信頼関係を損ないあるいは外交・行政事務に支障を与える蓋然性はない。
(46) 請求権に関する一般的問題点(文書1349・乙A第124号証, 番号46, 通し番号2-46)	被告は、「財産請求権問題に関して、外務省が独自に有している情報に基づいて検討した内容及び交渉状況が率直な見解」が公になれば「韓国との信頼関係が損なわれるおそれがある」あるいは「国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」と説明するだけで、韓国との間で、現在及び将来の外交上の信頼関係を損ないあるいは外交事務に支障を与えると判断した具体的理由が何ら示されておらず、おそれの主張としては不十分である。40年以上も前における外務省における日本側の対韓請求権についての見解が明らかになったからといって、韓国との間で、現在及び将来の外交上の信頼関係を損ないあるいは外交事務に支障を与える蓋然性はないし、北朝鮮との国交正常化交渉の請求権問題交渉につき韓国が介入することとなるおそれもない。
(47) 日韓会談における請求権問題の未解決点について(文書1374・乙A第125号証, 番号47, 通し番号2-47)	被告は、「財産請求権問題に関して、昭和37年11月に合意された大平・金了解を踏まえた事後の対応について」「韓国側からいかなる財産請求権が主張されるかを分析した情報を基に、韓国側の対日請求権が全面的に消滅することを確保するための方法」が公になれば「韓国との信頼関係が損なわれるおそれがある」あるいは「国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」と説明するだけで、韓国との間で、現在及び将来の外交上の信頼関係を損ないあるいは外交事務に支障を与えると判断した具体的理由が何ら示されておらず、おそれの主張としては不十分である。40年以上も前における財産請求権問題に関する大蔵省の検討内容が明らかになったからといって、韓国との間で、現在及び将来の外交上の信頼関係を損ないあるいは外交事務に支障を与える蓋然性はない。 その他の原告の主張概要については、概ね、被告準備書面(17)の通り。
(48) 韓国に対する経済協力政策(文書1376・乙A第126号証, 番号48, 通し番号2-48)	被告は、「韓国に対する経済協力政策に関する外務省の率直な見解」が公になれば「韓国との信頼関係が損なわれるおそれがある」あるいは「国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」と説明するだけで、韓国との間で、現在及び将来の外交上の信頼関係を損ないあるいは外交事務に支障を与えると判断した具体的理由が何ら示されておらず、おそれの主張としては不十分である。40年以上も前における外務省での検討内容が明らかになったからといって、韓国との間で、現在及び将来の外交上の信頼関係を損ないあるいは外交事務に支障を与える蓋然性はない。 その他の原告の主張概要については、概ね、被告準備書面(17)の通り。
(49) アジア局主要懸案処理日報抜粋(文書1399・乙A第42号証, 番号49, 通し番号2-49)	被告は、「日韓国交正常化に向けた日韓交渉が決裂した場合を想定し、その際にとり得る「対韓強硬措置」に関して外務省内で検討された具体的方策」が公になれば「韓国との信頼関係が損なわれるおそれがある」あるいは「国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」と説明するだけで、韓国との間で、現在及び将来の外交上の信頼関係を損ないあるいは外交事務に支障を与えると判断した具体的理由が何ら示されておらず、おそれの主張としては不十分である。40年以上も前における対韓強硬措置に関する方策が明らかになつたからといって、韓国との間で、現在及び将来の外交上の信頼関係を損ないあるいは外交事務に支障を与える蓋然性はない。

文書	原告の主張概要
(50)第5次日韓会談に対する日本側基本方針決定のための各省打合会議(文書1408・乙A第127号証, 番号50, 通し番号2-50)	被告は、「第5次日韓会談に臨む日本側態度決定のための各省代表打合会議における在日韓国人の法的地位問題の一環で永住権の付与のあり方に關しての率直かつ赤裸々な表現を交えた見解」が公になれば「韓国との信頼関係が損なわれるおそれがある」あるいは「国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」と説明するだけで、韓国との間で、現在及び将来の外交上の信頼関係を損ないあるいは外交事務に支障を与えると判断した具体的理由が何ら示されておらず、おそれの主張としては不十分である。40年以上も前における在日韓国人の法的地位問題に関する各省庁の見解が明らかになったからといって、韓国との間で、現在及び将来の外交上の信頼関係を損ないあるいは外交・行政事務に支障を与える蓋然性はない。
(52)日韓会談に関する澤田代表の講和(文書1421・乙A第129号証, 番号52, 通し番号2-52)	被告は、不開示部分①として「日韓全面会談第9回本会議終了後に行われた澤田首席代表」による「いわゆる李承晩ラインに関する具体的な見解」が公になれば「韓国との信頼関係が損なわれるおそれがある」あるいは「国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」と説明するだけで、韓国との間で、現在及び将来の外交上の信頼関係を損ないあるいは外交事務に支障を与えると判断した具体的理由が何ら示されておらず、おそれの主張としては不十分である。また、被告は、不開示部分②として「日韓国交正常化について朝鮮総連との関係について外務省内部で検討した内容」が公になれば「韓国との信頼関係が損なわれるおそれがある」あるいは「国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」と説明するだけで、韓国との間で、現在及び将来の外交上の信頼関係を損ないあるいは外交事務に支障を与えると判断した具体的理由が何ら示されておらず、おそれの主張としては不十分である。40年以上も前における日本政府高官の一見解や外務省での検討内容が明らかになったからといって、韓国との間で、現在及び将来の外交上の信頼関係を損ないあるいは外交事務に支障を与える蓋然性はない。
(55)日韓問題に関するニューヨーク・タイムズ論説(文書1472・乙A132号証, 番号55, 通し番号2-55)	原告の主張概要については、概ね、被告準備書面(17)の通り。

文書	原告の主張概要
(59)在日韓人の処遇問題関係資料(昭和34年11~12月)(文書1556・乙A第136号証, 番号59, 通し番号2-59)	<p>被告は、「在韓抑留日本人漁夫問題及び財産請求権問題に関する解決策としての外務省の率直な見解」であって「政府部内での検討の様子及び日本政府が米国政府との間において水面下で行った協議におけるやり取り」が公になれば「米国との信頼関係が損なわれるおそれがある」あるいは「国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」と説明するだけで、米国との間で、現在及び将来の外交上の信頼関係を損ないあるいは外交事務に支障を与えると判断した具体的理由が何ら示されておらず、おそれの主張としては不十分である。40年以上も前における外務省の見解や米国政府とのやり取りが明らかになったからといって、米国との間で、現在及び将来の外交上の信頼関係を損ないあるいは外交事務に支障を与える蓋然性はない。また、被告は、「補償金問題についての具体的解決等についての検討ペーパー(米側とのやりとりを含む。)におけるやりとりに係わる別添資料」が公になれば、「韓国との信頼関係が損なわれるおそれがある」あるいは「国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」とも説明するが、40年以上も前における資料等の情報が明らかになったからといって、韓国との間で、現在及び将来の外交上の信頼関係を損ないあるいは外交事務に支障を与える蓋然性はない。原告準備書面(9)第2項(2)においても指摘したように、外国政府関係者の発言や見解及びそれと同じ機会になされた日本政府関係者の発言が不開示事由2に該当しないことが変更決定によって明らかとなっている以上、本件不開示情報のなかには、米国政府との検討内容や米側とのやりとりといった米国政府関係者の発言内容が含まれるものであるから、開示された情報と比べて、当該不開示情報をいまだ隠さなければならないとすべき合理的な根拠はない。</p>
(60)在日韓国人の法的地位問題中永住権の解決方法(文書1576・乙A第137号証, 番号60, 通し番号2-60)	<p>被告は、「在日韓国人の法的地位問題に関する外務省の見解」が公になれば「韓国との信頼関係が損なわれるおそれがある」あるいは「国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」と説明するだけで、韓国との間で、現在及び将来の外交上の信頼関係を損ないあるいは外交事務に支障を与えると判断した具体的理由が何ら示されておらず、おそれの主張としては不十分である。40年以上も前における、在日韓国人の法的地位問題に関し特に悪質な者として帰化を認めない例が明らかになったからといって、韓国との間で、現在及び将来の外交上の信頼関係を損ないあるいは外交事務に支障を与える蓋然性はない。</p>
(61)請求権の経緯及び解決方針(昭和34年1~4月)(文書1600・乙A第138号証, 番号61, 通し番号2-61)	<p>被告は、「ポルトガル政府が日本政府に対して主張することが予想される「対日請求権」に関する経緯、内容及び金額及びこれに対する外務省の見解」が公になれば「韓国との信頼関係が損なわれるおそれがある」あるいは「国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」と説明するだけで、ポルトガル政府との間で、現在及び将来の外交上の信頼関係を損ないあるいは外交事務に支障を与えると判断した具体的理由が何ら示されておらず、おそれの主張としては不十分である。40年以上も前における第二次大戦中にポルトガルが受けた被害とその対応についての日本側の視点に基づく見解が明らかになったからといって、ポルトガルとの間で、現在及び将来の外交上の信頼関係を損ないあるいは外交事務に支障を与える蓋然性はない。</p>

文書	原告の主張概要
(64)日韓漁業協力(文書1607・乙A第141号証, 番号64, 通し番号2-64)	被告は、「日韓漁業協力に関する新聞報道記事を踏まえつつ、韓国への漁業協力のあり方を政府部内で検討した内容等が率直な見解」が公になれば「韓国との信頼関係が損なわれるおそれがある」あるいは「国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」と説明するだけで、韓国との間で、現在及び将来の外交上の信頼関係を損ないあるいは外交事務に支障を与えると判断した具体的理由が何ら示されておらず、おそれの主張としては不十分である。40年以上も前における外務省の見解が明らかになったからといって、韓国との間で、現在及び将来の外交上の信頼関係を損ないあるいは外交事務に支障を与える蓋然性はない。
(65)漁業借款(文書1608・乙A第142号証, 番号65, 通し番号2-65)	被告は、「日韓漁業借款問題について、政府部内の関係省庁において詳細に検討した際の協議における率直な意見及びこれに対する外務省の見解」が公になれば「韓国との信頼関係が損なわれるおそれがある」あるいは「国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」と説明するだけで、韓国との間で、現在及び将来の外交上の信頼関係を損ないあるいは外交事務に支障を与えると判断した具体的理由が何ら示されておらず、おそれの主張としては不十分である。40年以上も前における外務省で検討した日韓漁業借款の条件等が明らかになったからといって、韓国との間で、現在及び将来の外交上の信頼関係を損ないあるいは外交事務に支障を与える蓋然性はない。
(66)日韓問題に関する各種会談(文書1618・乙B第143号証, 番号66, 通し番号2-66)	被告は、「日韓国交正常化に向けた日韓会談に関する諸問題、特に韓国出身者に対する補償金問題について日米間のやりとりを踏まえ述べられた米国側の具体的見解」が公になれば「韓国及び米国との信頼関係が損なわれるおそれがある」あるいは「国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」と説明するだけで、韓国及び米国との間で、現在及び将来の外交上の信頼関係を損ないあるいは外交事務に支障を与えると判断した具体的理由が何ら示されておらず、おそれの主張としては不十分である。40年以上も前における韓国への否定的評価を含む米国側の具体的見解が明らかになったからといって、韓国及び米国との間で、現在及び将来の外交上の信頼関係を損ないあるいは外交事務に支障を与える蓋然性はない。
(67)平和條約に基き発生する日鮮間の交渉案件(昭和26年10月)(文書1624・乙A第144号証, 番号67, 通し番号2-67)	被告は、「国内における韓国人所有財産に関する韓国側の意見に対する外務省の率直な評価及び対応策」が公になれば「韓国との信頼関係が損なわれるおそれがある」あるいは「国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」と説明するだけで、韓国との間で、現在及び将来の外交上の信頼関係を損ないあるいは外交事務に支障を与えると判断した具体的理由が何ら示されておらず、おそれの主張としては不十分である。40年以上も前における外務省の検討結果が明らかになったからといって、韓国側からの反発があるとは考えられないし、韓国との間で、現在及び将来の外交上の信頼関係を損ないあるいは外交事務に支障を与える蓋然性はない。
(68)日韓両国間の基本関係調整に関する方針(昭和26年10月)(文書1627・乙B第145号証, 番号68, 通し番号2-68)	被告は、「日韓国交正常化交渉における韓国側の対応について外務省内部で検討した結果」が公になれば「韓国との信頼関係が損なわれるおそれがある」あるいは「国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」と説明するだけで、韓国との間で、現在及び将来の外交上の信頼関係を損ないあるいは外交事務に支障を与えると判断した具体的理由が何ら示されておらず、おそれの主張としては不十分である。たとえ、韓国民の国民感情を逆なとするような日本の態度に関する記述が含まれているとしても、40年以上も前における外務省内部の評価が明らかになったからといって、いまさら韓国側からの反発があるとは考えられないし、韓国との間で、現在及び将来の外交上の信頼関係を損ないあるいは外交事務に支障を与える蓋然性はない。

文書	原告の主張概要
(70)日韓問題に関する定例打合会(第1~8回)(昭和26年12月)(文書1631・乙B第147号証, 番号70, 通し番号2-70)	被告は、「日韓国交正常化交渉に向けて外務省内部において検討するために議論した際の忌憚のない具体的な意見等」が公になれば「米国及び韓国との信頼関係が損なわれるおそれがある」あるいは「国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」と説明するだけで、韓国との間で、現在及び将来の外交上の信頼関係を損ないあるいは外交事務に支障を与えると判断した具体的理由が何ら示されておらず、おそれの主張としては不十分である。40年以上も前における在日韓国人の法的地位や請求権問題に関する対応方針が明らかになったからといって、韓国との間で、現在及び将来の外交上の信頼関係を損ないあるいは外交事務に支障を与える蓋然性はない。
(71)日韓交渉処理要領案(昭和27年作成)(文書1632・乙A第148号証, 番号71, 通し番号2-71)	被告は、「財産請求権問題について、外務省が独自に入手した情報に基づいて検討した内容及び結果」である「韓国側からの請求権問題に関する要求に対する交渉戦術」が公になれば「韓国との信頼関係が損なわれるおそれがある」あるいは「国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」と説明するだけで、韓国との間で、現在及び将来の外交上の信頼関係を損ないあるいは外交事務に支障を与えると判断した具体的理由が何ら示されておらず、おそれの主張としては不十分である。40年以上も前における外交上の交渉戦術の内容が明らかになったからといって、韓国側からの反発があるとは考えられないし、韓国との間で、現在及び将来の外交上の信頼関係を損ないあるいは外交事務に支障を与える蓋然性はない。
(72)日韓会談省内打合会(昭和27年3月)(文書1636・乙A第149号証, 番号72, 通し番号2-72)	被告は、「財産請求権問題について日韓間において協議していた委員会における韓国側の対応に関する島参事官の率直かつ忌憚のない個人的な所感」が公になれば「韓国との信頼関係が損なわれるおそれがある」あるいは「国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」と説明するだけで、韓国との間で、現在及び将来の外交上の信頼関係を損ないあるいは外交事務に支障を与えると判断した具体的理由が何ら示されておらず、おそれの主張としては不十分である。韓国側の対応についての否定的な評価を含むとしても、40年以上も前における日本政府高官の一見解が明らかになったからといって、いまさら韓国側からの反発があるとは考えられないし、韓国との間で、現在及び将来の外交上の信頼関係を損ないあるいは外交事務に支障を与える蓋然性はない。
(79)日韓問題に関する米側トーキングペーパー(文書1686・乙A第66号証, 番号79, 通し番号2-79)	被告は、「日韓問題の解決策として米国政府から提示された具体的意見に対する外務省内部の評価」が公になれば「米国及び韓国との信頼関係が損なわれるおそれがある」あるいは「国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」と説明するだけで、韓国との間で、現在及び将来の外交上の信頼関係を損ないあるいは外交事務に支障を与えると判断した具体的理由が何ら示されておらず、おそれの主張としては不十分である。韓国側に対する否定的とも受けとられかねない見方に立脚したものであっても、40年以上も前における外務省内部における検討結果が明らかになったからといって、いまさら韓国側からの反発があるとは考えられないし、米国及び韓国との間で、現在及び将来の外交上の信頼関係を損ないあるいは外交事務に支障を与える蓋然性はない。

文書	原告の主張概要
(80) 対韓援助調整 (文書1689・乙A第156号証, 番号80, 通し番号2-80)	<p>被告は、「AIDポーツ極東局長による、韓国政府の対応についての極めて否定的な評価」が公になれば「韓国及び米国との信頼関係が損なわれるおそれがある」あるいは「国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」と説明するだけで、韓国との間で、現在及び将来の外交上の信頼関係を損ないあるいは外交事務に支障を与えると判断した具体的理由が何ら示されておらず、おそれの主張としては不十分である。40年以上も前における米国政府要人の非公式な個人的見解が明らかになったからといって、いまさら韓国側からの反発があるとは考えられないし、韓国及び米国との間で、現在及び将来の外交上の信頼関係を損ないあるいは外交事務に支障を与える蓋然性はない。原告準備書面(9)第2項(2)においても指摘したように、外国政府関係者の発言や見解及びそれと同じ機会になされた日本政府関係者の発言が不開示事由2に該当しないことが変更決定によって明らかとなっている以上、本件不開示情報は、韓国政府に対する否定的評価であって、たった2行程度の寸評であるから、開示された情報と比べて、本件不開示情報をいまだ隠さなければならないとすべき合理的な根拠はない。</p>
	<p>その他の原告の主張概要については、概ね、被告準備書面(17)の通り。</p>
(87) 対韓経済協力 (文書1743・乙A第162号証, 番号87, 通し番号2-87)	<p>被告は、「韓国政府が立案した経済開発5カ年計画(1962年～1966年)の実現可能性に対する外務省の否定的評価」が公になれば「韓国との信頼関係が損なわれるおそれがある」あるいは「国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」と説明するだけで、韓国との間で、現在及び将来の外交上の信頼関係を損ないあるいは外交事務に支障を与えると判断した具体的理由が何ら示されておらず、おそれの主張としては不十分である。40年以上も前における外務省の検討結果が明らかになったからといって、いまさら韓国側からの反発があるとは考えられないし、韓国との間で、現在及び将来の外交上の信頼関係を損ないあるいは外交事務に支障を与える蓋然性はない。</p>
(88) 対韓経済協力試案 (文書1748・乙A第163号証, 番号88, 通し番号2-88)	<p>被告は、「韓国政府が立案した経済開発5カ年計画(1962年～1966年)の実現可能性に対する外務省内部の忌憚のない率直な見解」が公になれば「韓国との信頼関係が損なわれるおそれがある」あるいは「国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」と説明するだけで、韓国との間で、現在及び将来の外交上の信頼関係を損ないあるいは外交事務に支障を与えると判断した具体的理由が何ら示されておらず、おそれの主張としては不十分である。40年以上も前における外務省の検討結果が明らかになったからといって、いまさら韓国側からの反発があるとは考えられないし、韓国との間で、現在及び将来の外交上の信頼関係を損ないあるいは外交事務に支障を与える蓋然性はない。</p>
(89) 日韓会談今後の進め方 (文書1787・乙A第72号証, 番号89, 通し番号2-89)	<p>被告は、「日韓における最重要懸案事項であった在日韓国人法的地位問題及び漁業問題に関する政府内部における忌憚のない率直な意見」が公になれば「韓国との信頼関係が損なわれるおそれがある」あるいは「国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」と説明するだけで、韓国との間で、現在及び将来の外交上の信頼関係を損ないあるいは外交事務に支障を与えると判断した具体的理由が何ら示されておらず、おそれの主張としては不十分である。差別的とも受け止められかねない内容が含まれるとしても、40年以上も前における佐藤総理による指示内容や外務省での検討内容が明らかになったからといって、いまさら韓国側からの反発があるとは考えられないし、韓国との間で、現在及び将来の外交上の信頼関係を損ないあるいは外交事務に支障を与える蓋然性はない。</p>

文書	原告の主張概要
(92)日韓条約及び諸協定関係対米折衝(来電:昭和36年)(文書1793・乙A第166号証,番号92,通し番号2-92)	被告は、「訪米した韓国朴議長が米政府当局と対韓援助関係について話した内容について情報提供してもらった情報提供者に関する個人情報」が公になれば「米国及び韓国との信頼関係が損なわれるおそれがある」あるいは「国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」と説明するだけで、韓国との間で、現在及び将来の外交上の信頼関係を損ないあるいは外交事務に支障を与えると判断した具体的理由が何ら示されておらず、おそれの主張としては不十分である。40年以上も前における対韓援助問題に関する米国政府要人の非公式な見解が明らかになったからといって、米国及び韓国との間で、現在及び将来の外交上の信頼関係を損ないあるいは外交事務に支障を与える蓋然性はない。原告準備書面(9)第2項(2)においても指摘したように、外国政府関係者の発言や見解及びそれと同じ機会になされた日本政府関係者の発言が不開示事由2に該当しないことが変更決定によって明らかとなっている以上、本件不開示情報のなかには、米国政府関係者の見解が含まれるものであるから、開示された情報と比べて、当該不開示情報をいまだ隠さなければならないとするべき合理的な根拠はない。
(93)日韓関係に関する在京米大使館の内話(文書1796・乙B第167号証,番号93,通し番号2-93)	被告は、「在日米国大使館書記官と外務省との間で秘密裏水面下に開かれた会合において提供された韓国の政情等についての機密情報等であり、また、米国側が特定の事件の解決につき韓国側に圧力をかけてきたという情報」が公になれば「米国及び韓国との信頼関係が損なわれるおそれがある」あるいは「国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」と説明するだけで、米国および韓国との間で、現在及び将来の外交上の信頼関係を損ないあるいは外交事務に支障を与えると判断した具体的理由が何ら示されておらず、おそれの主張としては不十分である。40年以上も前における、米国の対韓援助関係について聴取した相手方に関する情報が明らかになったからといって、米国及び韓国との間で、現在及び将来の外交上の信頼関係を損ないあるいは外交事務に支障を与える蓋然性はない。
	その他の原告の主張概要については、概ね、被告準備書面(17)の通り。
(96)大平大臣,ラスク長官会談(文書1805・乙B第170号証,番号96,通し番号2-96)	被告は、「ソ連情勢、キューバ情勢及び中国情勢等に関する米国政府要人の忌憚のない率直な見解あるいは日本側と米国側の率直な意見交換の内容」が公になれば「米国との信頼関係が損なわれるおそれがある」あるいは「国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」と説明するだけで、米国との間で、現在及び将来の外交上の信頼関係を損ないあるいは外交事務に支障を与えると判断した具体的理由が何ら示されておらず、おそれの主張としては不十分である。40年以上も前におけるラスク国務長官、ハリマン国務次官補、大平外務大臣が、ソ連の領土問題問題及びサンフランシスコ平和条約に係る戦後を巡る対応の誤りについて言及した内容が明らかになったからといって、米国との間で、現在及び将来の外交上の信頼関係を損ないあるいは外交事務に支障を与える蓋然性はない。また、40年以上も前におけるが明らかになったからといって、現在におけるに支障を与える蓋然性はない。
(102-2)日韓貿易・金融協定・海運協定妥結(文書1863・乙A第371号証,番号102-2,通し番号2-102-2)	被告は、「日韓通商協定、貿易協定及び貿易計画並びにこれらに対する日本政府の対応方針」が公になれば「韓国との信頼関係が損なわれるおそれがある」あるいは「国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」と説明するだけで、韓国との間で、現在及び将来の外交上の信頼関係を損ないあるいは外交事務に支障を与えると判断した具体的理由が何ら示されておらず、おそれの主張としては不十分である。40年以上も前における日韓通商協定、貿易協定及び貿易計画並びにこれらに対する日本政府の対応方針が明らかになつたからといって、韓国との間で、現在及び将来の外交上の信頼関係を損ないあるいは外交事務に支障を与える蓋然性はない。

文書	原告の主張概要
(106)日韓会談等に関する在外公館への訓令（文書1877・乙A第80号証、番号106、通し番号2-106）	被告は、「韓国情勢等に関して在外公館から本省に伝達する際の注意事項」が公になれば「韓国との信頼関係が損なわれるおそれがある」あるいは「国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」と説明するだけで、韓国との間で、現在及び将来の外交上の信頼関係を損ないあるいは外交事務に支障を与えると判断した具体的理由が何ら示されておらず、おそれの主張としては不十分である。40年以上も前における電報で韓国との諸問題等を扱う際の注意事項が明らかになったからといって、韓国との間で、現在及び将来の外交上の信頼関係を損ないあるいは外交事務に支障を与える蓋然性はない。
(107)韓国政変（文書1878・乙A第178号証、番号107、通し番号2-107）	被告は、「いわゆる外交交渉の水面下において入手した機密情報」が公になれば「外国政府との信頼関係が損なわれるおそれがある」あるいは「国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」と説明するだけで、外国政府との間で、現在及び将来の外交上の信頼関係を損ないあるいは外交事務に支障を与えると判断した具体的理由が何ら示されておらず、おそれの主張としては不十分である。40年以上も前における外交交渉の水面下において入手した機密情報が明らかになったからといって、韓国との間で、現在及び将来の外交上の信頼関係を損ないあるいは外交事務に支障を与える蓋然性はない。原告準備書面(9)第2項(2)においても指摘したように、外国政府関係者の発言や見解及びそれと同じ機会になされた日本政府関係者の発言が不開示事由2に該当しないことが変更決定によって明らかとなっている以上、本件不開示情報のなか(8ページの不開示部分)には、英国の外務省朝鮮担当課長による朴政権の要人についての人物評価が含まれるものであるから、既に開示された情報と比べて、当該不開示情報をいまだ隠さなければならないとすべき合理的な根拠はない。
(108)日韓交渉関係法律問題調書集（文書1881・乙A第82号証、番号108、通し番号2-108）	被告は、「李承晚ライン水域において、我が国の漁船を拿捕していた韓国政府に対する牽制として想定した「強硬措置」に関する外務省内部の忌憚のない率直な意見等」が公になれば「韓国との信頼関係が損なわれるおそれがある」あるいは「国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」と説明するだけで、韓国との間で、現在及び将来の外交上の信頼関係を損ないあるいは外交事務に支障を与えると判断した具体的理由が何ら示されておらず、おそれの主張としては不十分である。40年以上も前における日本が実力を行使する場合の具体的な要件等が明らかになったからといって、韓国との間で、現在及び将来の外交上の信頼関係を損ないあるいは外交事務やその他行政事務に支障を与える蓋然性はない。
(109)日韓国交正常化交渉の記録 総説三（文書1915・乙B第84号証、番号109、通し番号2-109）	被告は、「日韓会談が決裂した原因について外務省内で検討協議した際の韓国首脳に対する極めて率直な評価」が公になれば「韓国との信頼関係が損なわれるおそれがある」あるいは「国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」と説明するだけで、韓国との間で、現在及び将来の外交上の信頼関係を損ないあるいは外交事務に支障を与えると判断した具体的理由が何ら示されておらず、おそれの主張としては不十分である。40年以上も前における外務省での検討結果が明らかになったからといって、韓国側からの反発があるとは考えられないし、韓国との間で、現在及び将来の外交上の信頼関係を損ないあるいは外交事務に支障を与える蓋然性はない。

文書	原告の主張概要
不開示理由5について	
朴議長一行名簿、日程、接伴要領(文書964・乙A第30号証、番号1、通し番号5-1)	これら不開示の対象となっている電話番号は、昭和36年当時の電話番号(内線番号)であるから、現在では不通となっている電話番号(内線番号)もあり、現在も使用されている電話番号(内線番号)であっても、当時の担当者等が存在しない電話番号(内線番号)であるから、不通となっている電話番号(内線番号)と同じであると言わざるを得ない情報である。【原告準(2)第1の2(3ページ)】 その他の原告の主張概要については、概ね、被告準備書面(17)の通り。
不開示理由6について	
李ラインをめぐる歴史的背景	李ラインをめぐる歴史的背景として、日韓会談に先立つ1952年1月18日に当時の韓国李承晩大統領が行った海洋主権宣言(いわゆる「李ライン」宣言)ならびにその後頻発するようになった李ライン水域での日本漁船への拿捕や銃撃に関する問題が発生したが、これら日韓の漁業水域をめぐる問題については、日韓会談を通じて、1965年の日韓基本条約及びそれに引き続く日韓漁業協定の成立(12月18日)により、李ラインは事実上撤廃されることとなった。【原告準(2)第2の1(4ないし5ページ)】
(1) 李ライン水域における警備強化及び漁船保護措置に関する各省打合せ会議議事概要(文書1140・全部不開示(乙号証なし)、番号1、通し番号6-1)	この文書は全面不開示であることから、日韓会談が継続している間、李承晩ライン水域において緊張状態や小康状態が繰り返された中での、いつの時期における検討内容であるかは不明のままである。また、海上保安庁が漁業水域において行う自国漁船の保護や他国漁船の取り締まりについては、一般にその職務内容が公表されているところ、この時にやり取りされた内容がそのような公表された職務とはどのように異なるのかは、何ら明らかにされていない。【原告準(2)第2の2(5ないし6ページ)】 その他の原告の主張概要については、概ね、被告準備書面(17)の通り。
(2) 李ライン周辺水域における巡視艇による実力行使に関する海上保安庁の見解に関する件(文書1141・乙A第31号証、番号2、通し番号6-2)	この文書には、開示部分として1960年11月10日付の新聞記事が2つ添付されているが、それらの記事は、李ライン周辺水域で日本漁船が銃撃を受けたことに関し、海上保安庁内部で自衛のための発砲に関する規程改定の動きがあることを伝えるものである。【原告準(2)第2の2(5ないし6ページ)】 その他の原告の主張概要については、概ね、被告準備書面(17)の通り。
(3) 李ライン周辺水域における日本漁船の自衛隊による保護に関する件(文書1142・全部不開示(乙号証なし)、番号3、通し番号6-3)	この文書は全面不開示であることから、日韓会談が継続している間、李ライン周辺水域で緊張状態や小康状態が繰り返された中での、いつの時期における検討内容であるかは不明のままである。また、自衛隊がその領域内において行う自国漁船の保護や他国漁船の取り締まりについては、一般にその職務内容が公表されているところ、この時にやり取りされた内容がそのような公表された職務とはどのように異なるのかは、何ら明らかにされていない。【原告準(2)第2の2(5ないし6ページ)】 その他の原告の主張概要については、概ね、被告準備書面(17)の通り。

文書	原告の主張概要
不開示理由8について	
(1) 李東元外務部長官が拝謁を賜った際の状況概要(文書741・乙A第36号証, 番号1, 通し番号8-1)	<p>本件各不開示情報がそれぞれ数ページにわたる(約9ページ程度)ことから推測すれば、本件各不開示情報には、李長官が昭和天皇に拝謁した際の昭和天皇の発言、李長官の発言、及びその状況説明や評価・感想に関する具体的な記述がなされているものと思われるが、次の通り、その内容については李長官自身の著書により、相当程度明らかになっており(「韓日条約締結秘話」甲第107号証)、その著書の中で、ざっくばらんな世間話に打ち興じたとも記していることや、また、文書1128の134枚目(右上に12-133とある頁)において、昭和天皇と李長官との会談に通訳として同行していた前田利一調査官が、「日韓関係と私」のなかで、「その時の拝謁は予定時間をかなり延びるほど和やかであった」「実際には陛下も声を出して笑われるほどいい空気のもとに行われた」と述懐していることからしても、本件不開示情報である『昭和天皇と李長官との具体的なやり取り』とは、李長官が紹介した上記のエピソードを含む世間話であったことは間違いない。【原告準(2)第3の1(7ないし9ページ)】</p>
(2) 日韓国交正常化交渉の記録(請求権・法的地位・漁業問題合意事項イニシアル)(文書1128・乙A第37号証, 番号2, 通し番号8-2)	<p>本件各不開示情報がそれぞれ数ページにわたる(約3ページ程度)ことから推測すれば、本件各不開示情報には、李長官が昭和天皇に拝謁した際の昭和天皇の発言、李長官の発言、及びその状況説明や評価・感想に関する具体的な記述がなされているものと思われるが、次の通り、その内容については李長官自身の著書により、相当程度明らかになっており(「韓日条約締結秘話」甲第107号証)、その著書の中で、ざっくばらんな世間話に打ち興じたとも記していることや、また、文書1128の134枚目(右上に12-133とある頁)において、昭和天皇と李長官との会談に通訳として同行していた前田利一調査官が、「日韓関係と私」のなかで、「その時の拝謁は予定時間をかなり延びるほど和やかであった」「実際には陛下も声を出して笑われるほどいい空気のもとに行われた」と述懐していることからしても、本件不開示情報である『昭和天皇と李長官との具体的なやり取り』とは、李長官が紹介した上記のエピソードを含む世間話であったことは間違いない。【原告準(2)第3の1及び2(7ないし9ページ)】</p>
	その他の原告の主張概要については、概ね、被告準備書面(17)の通り。